



埼玉県報

第 2760 号
平成 27 年(2015 年)
12 月 25 日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(情報システム課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)
- 埼玉県行政不服審査会条例のあらまし(文書課)
- 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例のあらまし(文書課)
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし(税務課)
- 埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例のあらまし(県政情報センター)
- 埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらまし(県政情報センター)
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし(青少年課)
- 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例のあらまし(田園都市づくり課)
- 埼玉県議会情報公開条例の一部を改正する条例のあらまし(政策調査課)
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(保健体育課)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例のあらまし(保安課)
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし(保安課)

条例

- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(情報システム課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域政策課)
- 埼玉県行政不服審査会条例(文書課)
- 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例(文書課)
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例(県政情報センター)
- 埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例(県政情報センター)
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(青少年課)
- 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例(田園都市づくり課)

- 埼玉県議会情報公開条例の一部を改正する条例（政策調査課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（保健体育課）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（保安課）
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（保安課）

規則

- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報システム課）
- 埼玉県行政不服審査会規則（文書課）
- 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例施行規則（文書課）
- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）
- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（県政情報センター）
- 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（青少年課）
- 埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（消防防災課）
- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（水環境課）
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（少子政策課）
- 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（少子政策課）
- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（保健体育課）
- 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則（警察・文書課）
- 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

訓令

- 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令（警察・文書課）

管理規程

- 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 和光都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)

- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 児玉土地改良区の役員就退任届(本庄農林振興センター)
- 農用地利用配分計画の認可(農業ビジネス支援課)
- 農用地利用配分計画の縦覧(農業ビジネス支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 土砂災害警戒区域等の指定(河川砂防課)
- 埼玉県立鴻巣高等学校ほか2校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告(高校教育指導課)
- 埼玉県立総合教育センターICT教育支援システム(研修サポートシステム)運用保守業務委託に関する落札者等の公示(総合教育センター)
- 埼玉県立総合教育センターICT教育支援システム用機器等賃貸借に関する落札者等の公示(総合教育センター)
- 県道吉場安行東京線の供用の開始(さいたま県土整備事務所)
- 県道金明町鳩ヶ谷線の供用の開始(さいたま県土整備事務所)
- 県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始(さいたま県土整備事務所)
- 県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始(さいたま県土整備事務所)
- 県道三芳富士見線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 県道東大久保ふじみ野線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 一般国道254号の供用の開始(川越県土整備事務所)

- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）
- 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（審査調整課）

正誤

- 埼玉県告示第 1399 号中訂正（県央地域振興センター）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十二号）（情報システム課）

一 趣旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い、埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の規定の整備を行う。

二 内容

住民基本台帳法の一部改正に伴う規定の整備

三 施行期日

平成二十八年一月一日

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十三号）（地域政策課）

一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 新たに移譲を行う事務（三事務）
- (二) 処理する市町村が拡大する事務等（三十二事務）
- (三) 規定の整備

三 施行期日

平成二十八年四月一日

ただし、二(二)の一部については平成二十八年七月一日又は平成二十九年一月一日、二(三)の一部については公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県行政不服審査会条例（埼玉県条例第六十四号）（文書課）

一 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、埼玉県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるための条例を制定する。

二 内容

(一) 組織・委員・会長・合議体

ア 委員の数は十二人以内とする。

イ 任期は二年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）とする。

ウ 委員に守秘義務を課す。

エ 会長を置き、委員の互選により選任する。

オ 審査会が指名する者三人で構成する合議体により、審査請求に係る事件について調査審議する。

(二) 罰則

委員が守秘義務に違反した場合、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。

三 施行期日

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例（埼玉県条例第六十五号）（文書課）

一 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、埼玉県行政不服審査会に提出された書面の写し等の交付について、手数料を徴収すること等とするための条例を制定する。

二 内容

(一) 手数料の納付

審査会等に提出された書面の写し等の交付を受ける審査請求人等は、手数料を納めなければならない。

(二) 手数料の額

複写したものと及び電磁的記録を出力したもの

用紙（A列三番又はA列四番）一枚につき 白黒十円 カラー二十円

(三) 手数料の減免等

審査会等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料の減免をすることができる。

三 施行期日

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十六号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、徴収猶予及び換価の猶予について申請手続等を定める等を行う。

二 内容

(一) 徴収猶予及び換価の猶予

ア 徴収猶予

徴収猶予の申請を行う際の申請書の記載事項、添付書類、訂正期間及び分割納付の方法を定める。

イ 職権による換価の猶予

地方団体の長が職権による換価の猶予を行う際に提出を求めることができ
る書類及び分割納付の方法を定める。

ウ 申請による換価の猶予

換価の猶予の申請を行う際の申請期間、申請書の記載事項、添付書類、訂
正期間及び分割納付の方法を定める。

エ 担保の提供が不要な場合

猶予金額が百万円以下又は猶予期間が三月以内等の場合とする。

(二) 法人事業税

法人事業税の収入割が課税される事業に、貿易保険業を加える。

(三) 不動産取得税

都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、認定計画に基づき、当該認定
計画の事業区域の区域内（特定都市再生緊急整備地域を除く。）において、平
成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に認定事業の用に
供する不動産を取得した場合、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準から
控除する額を、当該不動産の価格の五分の一に相当する額とする。

(四) その他

地方税法等の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

平成二十八年四月一日。ただし、二(二)については、平成二十九年四月一日。二
(三)については、公布の日。二(四)のうち引用条文の項の変更に伴う規定の整備につ
いては、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）
の施行の日。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十七号）（県政情報センター）

一 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、埼玉県情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求について審理員による審理手続の適用除外等をするための改正

二 内容

- (一) 行政不服審査法の審理員に関する規定を適用除外とする規定の新設
- (二) 情報公開審査会の審理手続に関する規定の整備
- (三) 新行政不服審査法の用語に改める規定の整備
- (四) その他の規定の整備

三 施行期日

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日

ただし、第十条第一号ハの改正規定は、公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十八号）（県政情報センター）

一 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、埼玉県個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求について審理員による審理手続の適用除外等をするための改正

二 内容

- (一) 行政不服審査法の審理員に関する規定を適用除外とする規定の新設
- (二) 個人情報保護審査会の審理手続に関する規定の整備
- (三) 新行政不服審査法の用語に改める規定の整備
- (四) その他の規定の整備

三 施行期日

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日

ただし、第十七条第三号ハの改正規定は、公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十九号）（青少年課）

一 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」という。）の一部改正により風俗営業の規定が整理されたことに伴い、青少年への勧誘行為を禁止する接待飲食等営業の見直し等を行うもの。

二 内容

- (一) 青少年への勧誘行為を禁止する接待飲食等営業の見直し
青少年へ客となるよう勧誘することを禁止する接待飲食等営業について、改正後の風適法第二条第一項第一号に規定する「キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」とする。

(二) 規定の整備

三 施行期日

平成二十八年六月二十三日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十号）（田園都市づくり課）

一 趣旨

屋外広告物法の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を、景観行政団体である三郷市が処理することとする。

二 内容

埼玉県屋外広告物条例第二十七条の二に三郷市を加える。これにより、三郷市は次の事務に係る条例を制定することができる。

- (一) 禁止地域、禁止物件の指定
- (二) 広告物の面積、色彩等に関する制限
- (三) 違反広告物に対する措置の事務手続き 等

三 施行期日

条例公布の日から一年以内において規則で定める日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会情報公開条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十一号）（政策調査課）

一 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、埼玉県議会情報公開条例に基づく公開決定等に対する審査請求について審理員による審理手続の適用除外等をするもの

二 内容

(一) 公開決定等に対する審査請求について、審理員による審理手続に係る行政不服審査法の規定を適用除外

(二) その他規定の整備

三 施行期日

平成二十八年四月一日

四 経過措置

この条例の施行前にされた埼玉県議会情報公開条例第十条第二項に規定する公開決定等又は第六条の規定による公開の請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十二号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する傷病補償年金等の額の調整に関する規定の整備をするための改正

二 内容

傷病補償年金等の公務災害補償と厚生年金等の公的年金給付とが同一の事由により併給された場合における、傷病補償年金等の額の調整に関する規定の整備

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十三号）（保安課）

一 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）が公布されたことにより、新設された特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定等し、ゲームセンターの年少者の立ち入り入らせ時間の規制緩和及び風俗環境保全協議会設置地域を指定等する。

二 内容

- (一) 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定
- (二) 特定遊興飲食店営業の営業時間の制限
- (三) 深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音、振動の数値を規定
- (四) 特定遊興飲食店営業者の遵守事項を規定
- (五) ゲームセンターへの年少者の立ち入り制限の緩和
- (六) 風俗環境保全協議会設置地域の指定
- (七) その他規定の整備

三 施行期日

平成二十八年六月二十三日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十四号）（保安課）

一 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）が公布され、新設された特定遊興飲食店営業の許可申請等に対する手数料を定めるとともに、埼玉県証紙により徴収することとした。

二 内容

特定遊興飲食店営業に関する申請手数料については、埼玉県証紙により徴収することとし、各手数料は次のとおりである。

- (一) 特定遊興飲食店営業許可申請手数料 二万四千元（加減算有）
- (二) 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料 千百元
- (三) 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料 八千六百元
- (四) 特定遊興飲食店営業者合併承認申請手数料 一万一千元
- (五) 特定遊興飲食店営業者分割承認申請手数料 一万一千元
- (六) 特定遊興飲食店営業所構造設備変更承認申請手数料 九千九百元
- (七) 特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料 千四百円
- (八) 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料 一万三千元
- (九) 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料 千百元
- (十) 特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料 一時間当たり 六百五十円

三 施行期日

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、第一条中埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例別表第一号の表第十七号の次に十号を加える改正規定（第十八号に係る部分に限る。）及び第二条中埼玉県条例第五十四号）の項第十二号の四の次に十号を加える改正規定（第十二号の五に係る部分に限る。）は、平成二十八年三月二十三日から施行する。

2 改正後の埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例別表第一号の表第十八号の規定の適用については、平成二十八年三月二十三日から同年六月二十二日までの間は、同表第十八号の規定中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）第二条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」とする。

条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十二号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第二十一号までを五号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十三号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三十五項第二号を削り、同項第一号の号番号を削る。

別表第九十四項市町村の欄中「朝霞市」を削る。

別表第九十九項市町村の欄中「川口市」を削る。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二項第三号市町村の欄中「朝霞市」を「加須市、朝霞市」に改め、「和光市」の下に「久喜市」を、「坂戸市」の下に「上里町」を加え、同項第五号市町村の欄中「和光市」を「加須市、和光市」に改め、同項第六号市町村の欄中「所沢市」の下に「加須市」を加え、同項第九号市町村の欄中「川越市」の下に「加須市」を加える。

別表第十三項第二号事務の欄中7を8とし、同欄6中「5」を「6」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第二十四条第一項の規定による命令（法第二十二条に掲げる施設に係るものに限る。）

別表第十四項第一号市町村の欄中「滑川町」の下に「嵐山町、小川町」を、「川島町」の下に「吉見町、ときがわ町、横瀬町」を、「小鹿野町」の下に「東秩父村」を加える。

別表第十五項第三号市町村の欄を次のように改める。

各市町

別表第二十項第二号事務の欄中「第五十四条の二第四項及び」の下に「第五項並びに」を加える。

別表第二十二項事務の欄4中「立入検査」を「物件の提出の要求並びに立入検査及び質問」に改め、「特定製造業者等」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるもの」を加える。

別表第二十三項第二号事務の欄2中「並びに第三百三十一条の二第二項及び第三項」を「、第三百三十一条の二第二項及び第三項並びに第三百三十七条の十六第二号」に改める。

別表第二十六項第三号市町村の欄中「所沢市」の下に「、加須市」を、「久喜市」の下に「、北本市」を加え、同項第四号市町村の欄中「朝霞市」を「加須市、朝霞市」に改め、「久喜市」の下に「、北本市、蓮田市」を加える。

別表第三十三項第一号市町村の欄中「横瀬町」の下に「、皆野町」を加え、同項第五号市町村の欄中「飯能市」の下に「、狭山市」を、「日高市」の下に「、吉川市」を加え、同項第六号市町村の欄中「横瀬町」の下に「、皆野町」を加える。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「小川町」の下に「、川島町、吉見町」を加える。

別表第四十六項第一号事務の欄中19を20とし、14から18までを15から19までとし、同欄13中「第七十二条の四」の下に「、第七十二条の五第一項」を加え、同欄13の次に次のように加える。

14 法第七十二条の五第二項の規定による要請（卸売販売業者、薬種商販売業者又は再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。）

別表第四十六項第二号市町村の欄中「さいたま市」の下に「、越谷市」を加える。

別表第四十八項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「三郷市」の下に「、蓮田市」を加える。

別表第四十九項市町村の欄中「上里町」の下に「、寄居町」を加える。

別表第五十二項第一号市町村の欄中「所沢市」の下に「、東松山市」を、「幸手市」の下に「、吉川市」を加える。

別表第五十三項市町村の欄中「上尾市」を「所沢市、狭山市、上尾市」に改める。

別表第五十九項市町村の欄中「狭山市」の下に「、羽生市」を加える。

別表第六十三項第一号市町村の欄中「小川町」の下に「、川島町、吉見町」を加え、同項第八号市町村の欄中「、川島町、吉見町」を削る。

別表第六十四項第三号市町村の欄中「上尾市」を「川越市、熊谷市、所沢市、上尾市、草加市」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第六十八項市町村の欄中「久喜市」の下に「、日高市」を加える。

別表第六十九項市町村の欄中「加須市」を「秩父市、加須市」に改める。

別表第七十二項第二号市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市」を加える。
別表第八十項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「春日部市」の下に「、狭山市」を加える。

別表第八十六項市町村の欄中「志木市」を「加須市、志木市、吉川市」に改める。

別表第九十項事務の欄中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）を「法」に改め、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

和光市

- 1 法第五条第一項及び第九条第三項（法第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録
- 2 法第六条第一項の規定による申請書の受理
- 3 法第七条第三項から第五項まで、第八条第二項、第九条第四項（法第十一条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項及び第二十六条第三項の規定による通知
- 4 法第九条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項及び第二項並びに第三十一条第二項の規定による届出の受理
- 5 法第十条の規定による閲覧
- 6 法第十三条第一項の規定による登録の抹消
- 7 法第二十四条第一項及び第三十六条第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問
- 8 法第二十五条第一項から第三項までの規定による指示
- 9 法第二十六条第一項及び第二項の規定による登録の取消し
- 10 法第二十七条第一項の規定による公告及び登録の取消し
- 11 法第二十八条第一項の規定による指定登録機

関の指定

- 12 法第三十一条第一項及び第三項、第三十七条第二項、第三十八条第三項並びに第三十九条第二項の規定による公示
- 13 法第三十三条第一項の規定による認可
- 14 法第三十三条第三項及び第三十五条の規定による命令
- 15 法第三十七条第一項の規定による許可
- 16 法第三十八条第一項の規定による指定の取消し
- 17 法第三十八条第二項の規定による指定の取消し及び命令
- 18 法第三十九条第一項の規定による登録事務の実施

別表第九十二項事務の欄1中「並びに第九十四条第一項及び第三項」を「、第九十四条第一項及び第三項、第二十一条第一項、第三十四条第一項、第三十七、七条第四項並びに第四十一条第一項後段（法第四百四十五条において準用する場合を含む。）」に改め、同欄7中「第二十四条第三項第三号」の下に「（法第二百一十六条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄8中「及び第五十一条第六項」を「（法第二百一十六条第三項において準用する場合を含む。）」、第五十一条第六項及び第一百十二条」に改め、同欄9中「第二十五条第二項」の下に「（法第二百二十六条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに法第九十九条第三項」を「、法第九十九条第三項、第二百二十三条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）」並びに第三百三十七条第五項」に改め、同欄10中「第四十一条の二第三項」の下に「（法第三百三十八条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄11中「第四十一条の二第四項」の下に「（法第三百三十八条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄12中「第四十二条」の下に「（法第三百三十八条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄13を削り、同欄14中「第九十七条第二項」の下に「及び第六十条第二項」を加え、同欄14とし、同欄15中「第二項」の下に「並びに法第六十一条第一項及び第二項」を加え、同欄15を同欄14とし、同欄16中「第九十八条第三項」の下に「及び第六十一条第三項」を加え、同欄16を同欄15とし、同欄17中「及び第九十九条第二項」を「、第九十九条第二項及び第六十一条第四項」に改め、同欄17を同欄16とし、同欄18中「第九十八条第五項」の下に「及び第六十一条第五項」を加え、同欄18

を同欄17とし、同欄19中「第九十八条第六項」の下に「及び第六十一条第六項」を加え、同欄19を同欄18とし、同欄20中「第九十八条第七項」の下に「及び第六十一条第七項」を加え、同欄20を同欄19とし、同欄31中「第七十五条第二項、第三項及び第五項」を「第七十七条第二項、第三項及び第五項から第七項まで」に改め、同欄31を同欄39とし、同欄30を同欄37とし、その次に次のように加える。

38 施行規則第五十四条（施行規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による通知

別表第九十二項事務の欄中29を36とし、22から28までを29から35までとし、21を20とし、その次に次のように加える。

21 法第百四条第一項の規定による指導及び助言

22 法第百四条第二項の規定による指示

23 法第百四条第三項及び第百十四条第三項の規定による公表

24 法第百九条第一項及び第百十一条第一項の規定による認定

25 法第百十四条第一項の規定による報告の徴収

26 法第百十四条第二項の規定による勧告

27 法第百六十条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告、助言及び援助

28 法第百六十三条の規定による技術的援助の請求の受理

別表第九十三項第三号市町村の欄を次のように改める。

各市町村

別表第九十六項市町村の欄中「戸田市」の下に「、蓮田市、日高市」を加える。

別表中第百十四項を第百十五項とし、第百十三項を第百十四項とする。

別表第百十二項第五号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、春日部市」を加え、同項第六号市町村の欄中「春日部市」を削り、同項第七号市町村の欄中「越谷市」の下に「、久喜市」を加え、同項第九号市町村の欄中「伊奈町、三芳町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町」を「各町」に改め、同項第十号市町村の欄中「羽生市」の下に「、鴻巣市」を、「久喜市」の下に「、北本市」を加え、同項を同表第百十三項とし、同表中第百十一項を第百十二項とし、第百四項から第百十項までを一項ずつ繰り下げらる。

別表第百三項市町村の欄中「加須市」の下に「、上尾市」を、「鶴ヶ島市」の下に「、日高市」を加え、同項を同表第百四項とし、同表中第百二項を第百三項とし、第百一項を第百二項とする。

別表第百項事務の欄4中「立入検査」を「物件の提出の要求並びに立入検査及び質問」に改め、「特定食品関連事業者」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の市町村の区域内のみにあるもの」を加え、同項を同表第百一項とし、同表中第九十九項を第百項とし、第九十八項を第九十九項とし、第九十七項の次に次の一項を加える。

98	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第三条第一項及び第三項の規定による認定 2 法第三条第六項及び第八条第一項の規定による協議 3 法第三条第八項の規定による通知 4 法第三条第九項の規定による公示 5 法第四条第一項の規定による申請書の受理 6 法第七条第一項の規定による認定の取消し 7 法第七条第二項の規定による公表 8 法第七条第三項の規定による公示の取消し及び公示 9 法第二十八条及び第二十九条第二項の規定による周知 10 法第二十九条第一項の規定による届出の受理 11 法第三十条第一項の規定による報告の受理 12 法第三十条第二項の規定による報告の徴収 	さいたま市
	<p>埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第二十条第一項の規定による計画の受理 2 条例第二十一条及び第二十二条の四の規定による届出の受理 	熊谷市

別表に次の一項を加える。

	<p>3 条例第二十二條及び第二十二條の五の規定による公表</p> <p>4 条例第五十四條の規定による報告及び資料の徴収（特定建築主に係るものに限る。）</p> <p>5 条例第五十五條第一項の規定による立入検査及び質問（特定建築主に係るものに限る。）</p> <p>6 条例第五十六條の規定による勧告（特定建築主に係るものに限る。）</p> <p>7 条例第五十七條第一項の規定による公表（特定建築主に係るものに限る。）</p> <p>8 条例第五十七條第二項の規定による意見の機會の付与</p>	
--	--	--

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項市町村の欄中「秩父市」の下に「、所沢市」を、「東松山市」の下に「、狭山市」を加える。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項市町村の欄中「川口市」を「熊谷市、川口市」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 平成二十八年七月一日
- 三 第四条の規定 平成二十九年一月一日

2 この条例（第一条の規定を除く。以下同じ。）（前項第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

条 例

埼玉県行政不服審査会条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十四号

埼玉県行政不服審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第四項の規定に基づき、埼玉県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員十二人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第四条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第五条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもつ

て構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第七条 第三条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行する。

条 例

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十五号

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例

(手数料の納付)

第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける者は、この条例の定めるところにより、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

(手数料の減免)

第二条 審理員（法第十一条第二項に規定する審理員をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいう。）が同項第三号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員（法第十一条第二項に規定する審理員をいう。）」とあるのは、「次項の審査庁」とする。

(準用)

第三条 第一条及び前条第一項の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第一条中「第三十八条第一項」とあるのは、「第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

2 第一条及び前条第一項の規定は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付について準用する。この場合において、第一条中「第三十八条第一項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項」と、前条第一項中「審理員（法第十一条第二項に規定する審理員をいう。）」とあるのは「埼玉県行政不服審査会」と読み替えるものとする。

(手数料の還付)

第四条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないと

きは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、法の施行の日から施行する。

別表(第一条関係)

交付の方法	種別		金額	
	イ	ロ	イ	ロ
一 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	カラー	用紙一枚につき	二十円
二 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	カラー	用紙一枚につき	二十円

備考

一 用紙の大きさは、日本工業規格A列三番又はA列四番とする。

二 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

条 例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十六号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

第九条の二から第十三条までを次のように改める。

第九条の二から第九条の四まで 削除

（徴収猶予に係る県の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第十条 法第十五条第三項及び第五項に規定する条例で定める方法は、同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第四項に規定する徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予をする金額又は当該徴収の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる方法とする。

2 知事は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る県の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 知事は、第二項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 知事は、第三項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限

ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならぬ。

(徴収猶予の申請手続等)

第十条の二 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき県の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 納付し、又は納入すべき県の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

三 前号の金額のうち、当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする期間

五 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

六 猶予を受けようとする金額(当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている県の徴収金がある場合はその金額を加算した額。次項において同じ。)が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

七 その他知事が必要と認める事項

2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に關し必要となる書類

3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 県の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 第一項第二号から第七号までに掲げる事項

4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 猶予期間の延長を受けようとする県の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- 二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

三 猶予期間の延長を受けようとする期間

四 第一項第五号から第七号までに掲げる事項

6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。

7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

第十条の三から第十条の七まで 削除

(職権による換価の猶予の手續等)

第十一条 法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項及び第五項に規定する条例で定める方法は、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予(以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内又は同条第二項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(知事がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の知事が指定する月。第十二条第二項において同じ。)において、当該職権による換価の猶予をする金額又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第十条第二項から第五項までの規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第十条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類

二 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第十二条 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項及び第五

項に規定する条例で定める方法は、法第十五条の六第一項の規定による申請による換価の猶予（以下この項において「申請による換価の猶予」という。）をする期間内又は同条第三項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月において、当該申請による換価の猶予をする金額又は当該申請による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第十条第二項から第五項までの規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 県の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 第十条の二第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項

三 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第十五条の六の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、第十条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

6 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十条の二第一項第六号及び第七号に掲げる事項

二 第十条の二第五項第一号から第三号までに掲げる事項

三 第四項第三号に掲げる事項

7 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

（担保を徴する必要がある場合）

第十三条 法第十六条第一項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額（当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている県の徴収金がある場合はその金額を加算した額）が百万円以下である場合、猶予期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第二十一条第四項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

第三十一条第一項第二号及び第三十一条の二の二から第三十一条の四までの規定中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

附則第十一条の二の次に次の一条を加える。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条の三 法附則第十一条第七項本文に規定する条例で定める割合は、五分の一とする。

附則第十八条第一項第三号及び第二十三条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十一条の二の次に一条を加える改正規定 公布の日
- 二 第三十一条第一項第二号及び第三十一条の二の二から第三十一条の四までの改正規定並びに附則第五項の規定 平成二十九年四月一日
- 三 附則第十八条第一項第三号及び第二十三条第一項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第十条、第十条の二及び第十三条（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された地方税法等改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十一条及び第十三条（新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第十二条及び第十三条（新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が

到来する県の徴収金について適用する。

(法人の事業税に関する経過措置)

5 改正後の条例第三十一条第一項第二号及び第三十一条の二の二から第三十一条の四までの規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十七号

埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 公文書の開示等（第七条―第二十九条）」を
「第三節 公文書
第四節 審査請

の開示等（第七条―第二十一条）

求（第二十二条―第三十三条）」に、「第三十条―第三十六条」を「第三十四条

―第四十一条」に改める。

第十条第一号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行人」に改める。

第十六条第三項中「次条、第十八条及び第二十四条において」を「以下」に改める。

第十七条第一項中「第二十三条及び第二十四条」を「第二十四条第三項第三号及び第二十五条」に改め、同条第三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十四条第一項第二号及び第三項第三号」に改める。

第二十一条の次に次の節名を付する。

第四節 審査請求

第二十二条を削る。

第二十一条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十三条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第二十三条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

第三十六条中「第二十九条」を「第三十三条」に改め、同条を第四十一条とし、第三十五条を第四十条とし、第三十四条を第三十九条とし、第三十三条の二を第三十八条とし、第三十一条から第三十三条までを四条ずつ繰り下げる。

第三十条を第三十四条とする。

第二章第三節中第二十九条を第三十三条とする。

第二十八条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第三十二条とし、第二十七条を第三十一条とする。

第二十六条の見出しを「（意見の陳述）」に改め、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる」を「与えなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十六条第二項を次のように改める。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第二十六条を第二十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（意見書等の提出）

第二十八条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第二十九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十六条第一項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十七条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第三十条 審査会は、第二十六条第三項若しくは第四項又は第二十八条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、そ

の閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第二十五条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「次条において「不服申立人等」を「以下「審査請求人等」に改め、同条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第二十六条とする。第二十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条を第二十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（審査会への諮問）

第二十四条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第一項の規定により諮問をした実施機関（第二十六条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下同じ。）

二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

附 則

1 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。ただし、第十条第一号ハの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の埼玉県情報公開条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第二条第一項に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）の改正前の条例第十四条第一項若しくは第二項の決定（以下この項において「決定」という。）又は第七条の規定による開示の請求（以下この項において「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

条 例

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十八号

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例

埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十七条第三号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二十四条第三項中「第四十一条及び」を削る。

第四章第四節の節名を次のように改める。

第四節 審査請求

第四十条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立て」を「審査請求」に改める。

第四十一条を次のように改める。

（審理員による審査手続に関する規定の適用除外）

第四十一条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

第四十二条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「第一項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第四十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第四十四条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「次条において「不服申立人等」を「以下「審査請求人等」に改め、同条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十五条の見出しを「（意見の陳述）」に改め、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる」を「与えなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第四十五条第二項を次のように改める。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（意見書等の提出）

第四十五条の二 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第四十六条中「前条第一項」を「第四十五条第一項本文」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（提出資料の写しの送付等）

第四十六条の二 審査会は、第四十四条第三項若しくは第四項又は第四十五条の二

の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第四十八条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

1 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。ただし、第十七条第三号への改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の埼玉県個人情報保護条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第二条第一項に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）の改正前の条例第二十一条第一項若しくは第二項の決定、第三十二条各項の決定、第三十九条各項の決定（以下この項においてこれらを「決定」という。）又は第十五条第一項の規定による開示の請求、第二十九条第一項の規定による訂正の請求若しくは第三十六条第一項の規定による利用停止の請求（以下この項においてこれらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十九号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第三号中「同条第一項第二号」を「同条第一項第一号」に改める。

第二十二條及び第二十六條第一項第八号中「第二條第一項第七号」を「第二條第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

条 例

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七十号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の表中「八潮市」の下に「、三郷市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十四項第一号市町村の欄中「、三郷市」を削り、同項第二号市町村の欄中「八潮市」の下に「、三郷市」を加える。

条 例

埼玉県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七十一号

埼玉県議会情報公開条例の一部を改正する条例

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条を第十八条とし、第十四条から第十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十三条第一項中「公開決定等」の下に「又は公開請求に係る不作為」を加え、

「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合

第十三条第二項第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。」を加え、同項第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第十三条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にされた埼玉県議会情報公開条例第十条第二項に規定する公開決定等又は第六条の規定による公開の請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

<p>第百一号) 附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。)</p>	<p>昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下この条において「旧船員保険法」という。)による障害年金</p>	<p>昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条において「旧厚生年金保険法」という。)による障害年金</p>	<p>旧国民年金法による障害年金</p>	<p>障害厚生年金等</p>	<p>国民年金法による障害基礎年金</p>	<p>旧船員保険法による障害年金</p>	<p>旧厚生年金保険法による障害年金</p>	<p>旧国民年金法による障害年金</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金(次項において「遺族厚生年金等」という。)</p>	<p>国民年金法による遺族基礎年金(昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平</p>
	○・七五	○・七五	○・八九	○・八三	○・八八	○・七四	○・七四	○・八九	○・八四	○・八八

成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。）又は国民年金法による寡婦年金			
旧船員保険法による遺族年金	○・八〇		
旧厚生年金保険法による遺族年金	○・八〇		
旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・九〇		

附則第三条第二項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第三項中「二が支給される」を「数が二である」に改め、同項の表を次のように改める。

障害厚生年金等	○・八六
国民年金法による障害基礎年金	○・八八
旧船員保険法による障害年金	○・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	○・七五
旧国民年金法による障害年金	○・八九

附則第三条第四項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）附則第三条第一項（同項の表傷病補償年金の項に係る部分のうち国民年金法による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する

給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）の部分、同表障害補償年金の項に係る部分のうち国民年金法による障害基礎年金の部分及び同表遺族補償年金の項に係る部分のうち国民年金法による遺族基礎年金（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。）又は国民年金法による寡婦年金の部分に限る。）

新条例附則第三条第二項（国民年金法による障害基礎年金及び国民年金法による遺族基礎年金に係る部分に限る。）及び同条第三項（同項の表国民年金法による障害基礎年金の項に係る部分に限る。）及び同条第四項（国民年金法による障害基礎年金に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年十月一日（以下この項において「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第二条の二第二項に規定する年金たる補償（以下「年金たる補償」という。）及び同条例第五条に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 新条例附則第三条第一項（同項の表傷病補償年金の項に係る部分のうち国民年金法による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）の部分、同表障害補償年金の項に係る部

分のうち国民年金法による障害基礎年金の部分及び同表遺族補償年金の項に係る部分のうち国民年金法による遺族基礎年金（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。）又は国民年金法による寡婦年金の部分を除く。）、新条例附則第三条第二項（国民年金法による障害基礎年金及び国民年金法による遺族基礎年金に係る部分を除く。）、同条第三項（同項の表国民年金法による障害基礎年金の項に係る部分を除く。）及び同条第四項（国民年金法による障害基礎年金に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

条 例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二条第一項第七号又は第八号」を「第二条第一項第四号又は第五号」に改める。

第三条第一項を削り、同条第二項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項ただし書」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2 法第十三条第一項第一号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同項第一号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

- 一 十二月二十五日から翌年の一月八日までの日 県内の全地域
- 二 前号に掲げるもののほか、埼玉県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める日 公安委員会規則で定める地域及びその他の地域であつて次条第一項に規定する地域

第三条の二の見出し中「午前一時まで」を「午前零時以後において」に改め、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第二号」に、「午前一時まで」を「午前零時以後において」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「以下「令」を「第六条第二項において「令」に、「第七条」を「第八条」に、「以下「ぱちんこ屋等営業」を「次条において「ぱちんこ屋等営業」に改める。

第四条中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「第三条第一項各号」を「第三条第二項各号」に改め、「掲げる」の下に「習俗的行事その他の」を加え、「（）まで」を「（）に改める。

第五条第一項の表中「日出時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に、「日没時から午後十時まで」を「午後六時から翌日の午前零時前」に、「午後十時から翌日の日出時まで」を「午前零時から午前六時まで」に改める。

第六条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「第十一条」

を「第十五条」に改め、同項第二号中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第三項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、同条第四項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項第一号及び第三号から第六号まで並びに第二項第二号及び第三号の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

第七条を次のように改める。

(年少者の立入りの制限)

第七条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないようにしなければならない。ただし、午後六時から午後八時までの時間において保護者（埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第三条第二号に規定する保護者をいう。）が同伴する場合は、この限りでない。

第十条中「日出時」を「午前六時」に改める。

第十条の四の次に次の三条を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)

第十条の五 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号に規定する条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 公安委員会規則で定める地域

二 第二条第一項第二号の表の上欄に掲げる病院、診療所、児童福祉施設（深夜において入所させるものに限る。）及び特別養護老人ホームの施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる別表に掲げる第五種地域に定める距離の範囲の外側にある地域

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第十条の六 特定遊興飲食店営業者は、県内の全地域において、午前五時から午前六時までの時間において、その営業を営んではならない。

(深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)

第十条の七 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音に係る数値は、第五条第一項の表上欄に掲げる別表に掲げる第三種地域、第四種地域及び第五種地域下欄に掲げる午前零時から午前六時までに定める数値とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める深夜における特定遊興飲食店営業に係る振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

第十一条第一項中「午後十時から翌日の日出時まで」を「午前零時から午前六時まで」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（風俗環境保全協議会を設置する地域）

第十三条 法第三十八条の四第一項に規定する条例で定める地域は、公安委員会規則で定める地域とする。

別表中「第十二条関係」を「第十条の五、第十条の七、第十一条、第十二条関係」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七十四号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例(平成十二年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第一号中「第七条」を「第八条」に改める。

別表第一号の表第十七号の次に次の十号を加える。

十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査	特定遊興飲食店 営業許可申請手 数料	次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該申請を行う者が同時に他の同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、それぞれ当該金額から八千円を減じた金額) イ 三月以内の期間を限って営む同法第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千円(同法第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあっては、二
---	--------------------------	---

<p>十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付</p>	<p>特定遊興飲食店 営業許可証再交付手数料</p>	<p>万八百円） ロ その他の審査 二万四千円（同法第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、三万八百円）</p>
<p>二十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店 営業相続承認申請手数料</p>	<p>八千六百円（当該申請を行う者が同時に他の同法第三十一条の二十三において準用する同法第七条第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千八百円）</p>
<p>二十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の</p>	<p>特定遊興飲食店 営業者合併承認申請手数料</p>	<p>一万千円（当該申請を行う者が同時に他の同法第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定に</p>

<p>二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査</p>		<p>基づく承認の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)</p>
<p>二十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店業者分割承認申請手数料</p>	<p>一万千円(当該申請を行う者が同時に他の同法第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)</p>
<p>二十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業所構造設備変更承認申請手数料</p>	<p>九千九百円</p>
<p>二十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第四項の規定</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料</p>	<p>千四百円</p>

<p>に基づく許可証の書換え</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料</p>	<p>一万三千円（当該申請を行う者が同時に他の同法第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万円）</p>
<p>二十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料</p>	<p>千百円</p>
<p>二十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付</p>	<p>特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料</p>	<p>講習一時間につき 六百五十円</p>
<p>二十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習</p>	<p>特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料</p>	<p>講習一時間につき 六百五十円</p>

（埼玉県証紙条例の一部改正）

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第十二号の四の次に次の十号を加える。

-
- 十二の五 特定遊興飲食店営業許可申請手数料
 - 十二の六 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料
 - 十二の七 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料
 - 十二の八 特定遊興飲食店営業者合併承認申請手数料
 - 十二の九 特定遊興飲食店営業者分割承認申請手数料
 - 十二の十 特定遊興飲食店営業所構造設備変更承認申請手数料
 - 十二の十一 特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料
 - 十二の十二 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料
 - 十二の十三 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料
 - 十二の十四 特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料
-

附 則

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、第一条中埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例別表第一号の表第十七号の次に十号を加える改正規定（第十八号に係る部分に限る。）及び第二条中埼玉県証紙条例別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第十二号の四の次に十号を加える改正規定（第十二号の五に係る部分に限る。）は、平成二十八年三月二十三日から施行する。

2 改正後の埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例別表第一号の表第十八号の規定の適用については、平成二十八年三月二十三日から同年六月二十二日までの間は、同表第十八号の規定中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）第二条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」とする。

規 則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十九号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十二年埼玉県
規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下」を「次条において」に改める。

第三条を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

規則

埼玉県行政不服審査会規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十号

埼玉県行政不服審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県行政不服審査会条例（平成二十七年埼玉県条例第六十四号。次条第一項及び第三条第一項において「条例」という。）第六条の規定に基づき、埼玉県行政不服審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第二条 条例第五条第一項の合議体（以下この条において「部会」という。）に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

2 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

3 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

4 部会は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 部会の議事は、部会を構成する委員の過半数で決する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(総会)

第三条 条例第五条第二項の合議体（以下この条において「総会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第四条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第五条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七十四条に規定する審査関係人をいう。）にその旨を通知しなければならない。

（調査審議の手続の非公開）

第六条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（議事録）

第七条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員が署名しなければならない。

（庶務）

第八条 審査会の庶務は、総務部文書課において処理する。

（委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十一号

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例施行規則

(手数料の納付の方法)

第一条 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例(平成二十七年埼玉県条例第六十五号)第一条の手数料(第三条において「手数料」という。)は、現金により納めなければならない。

(交付の方法)

第二条 書面等を複写機により用紙に複写し、又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力する場合において、日本工業規格A列三番又はA列四番の用紙の大きさで複写し、又は出力することができないときは、分割して複写し、又は出力するものとする。

(手数料の減免)

第三条 審理員等は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下この条において「法」という。)第三十八条第一項(法第六十六条第一項及び他の法令において準用する場合を含む。次項において同じ。)又は法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、これらの規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第三十八条第一項又は法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付を求めるとき、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員等に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

埼玉県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十二号

埼玉県条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の見出し中「分割徴収の方法等」を「分割納付又は分割納入の方法」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する分納金額」を「条例第十條第二項（条例第十一條第二項及び条例第十二條第三項において準用する場合を含む。）に規定する納付金額又は納入金額」に改め、同項を同条とする。

第六条の三第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び」を削り、同項を同条第二項とする。

第六条の五第一項中「第十五條の二第二項」を「第十五條の二の三第二項」に改める。

第四十四條の表九の十一号中「第六條の三第二項」を「法第十五條の二第三項」に改め、同表九の十二号を削り、同表九の十三号中「第十五條第四項前段」を「第十五條の二の二第一項」に、「別記様式第九號の十三」を「別記様式第九號の十二」に改め、同号を同表九の十二号とし、同號の次に次の一号を加える。

九の十三	
徴収猶予（換価の猶予）期間延長通知書（法第十五條の二の二第一項（法第十五條の五の二第三項及び法第十五條の六の二第三項において準用する場合を含む。）の通知書）	別記様式第九號の十三

第四十四條の表九の十四号中「第六條の三第三項」を「法第十五條の二の二第二項」に改め、同表九の十六號の次に次の二号を加える。

九の十六の二	換価の猶予申請書（法第十五條の六の二第一項の申請書）	別記様式第九號の十六の二
九の十六の三	換価の猶予期間延長申請書（法第十五條の六の二第二項の申請書）	別記様式第九號の十六の三

第四十四条の表九の十七号中「第十五条の五第三項前段において準用する法第十五条第四項前段」を「第十五条の五の二第三項及び法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二の二第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の十七の二	換価の猶予（換価の猶予期間延長）申請棄却通知書（法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二の二第二項の通知書）	別記様式第九号の十七の二
--------	---	--------------

第四十四条の表九の十八号中「第十五条の六第二項」を「第十五条の五の三第二項及び法第十五条の六の三第二項」に改め、同表六十六の二号中「第十五条第四項前段」を「第十五条の二の二第一項」に改める。

別記様式中「60B」を「36B」に改める。

別記様式第九号の十から別記様式第九号の十三までを次のように改める。

徴 収 猶 予 申 請 書							
年 月 日							
(宛先) 埼玉県 県税事務所長		納税者又は 特別徴収義務者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟ 個人番号又は法人番号					
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり徴収猶予を受けた いので申請します。							
徴収猶予を受けようとする県の徴収金							
年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	納期限	税 額	そ の 他 徴収金額	徴収猶予 申 請 額	徴収猶予 期 間
	()	()	..	円	円	円	. . から . . まで
	()	()	..				
	()	()	..				
徴収猶予額の納付(入)の方法							
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円	円
申請の理由						担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担保財産の詳細(種類、数量、 価額及び所在)又は担保を提 供できない特別の事情							

徴収猶予期間延長申請書						
年 月 日						
(宛先) 埼玉県 県税事務所長		納税者又は 特別徴収義務者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩ 個人番号又は法人番号				
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり徴収猶予期間の 延長を受けたいので申請します。						
猶予期間		猶予期間延長を受けようとする県の徴収金				
当初の 猶予期間	延長を受け ようとする 猶予期間	年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	納 期 限	猶予期間延長 申 請 額
・ ・ から	・ ・ から		()	()	・ ・	円
・ ・ まで	・ ・ まで		()	()	・ ・	
			()	()	・ ・	
期間延長後の納付(入)の方法						
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
金 額	円	円	円	円	円	円
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
金 額	円	円	円	円	円	円
申請の理由					担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担保財産の詳細(種類、数量、 価額及び所在)又は担保を提 供できない特別の事情						

徴 収 猶 予 通 知 書							
納 税 者 又 は 特別徴収義務者 住 (居) 所 氏 名						年 月 日	
埼玉県 県税事務所長 印							
下記のとおり徴収猶予したので、地方税法第 条第 項の規定により通知します。							
徴収猶予する県の徴収金							
年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・事業年度	税 額	そ の 他 徴 収 金 額	徴 収 猶 予 申 請 額	徴 収 猶 予 額	徴 収 猶 予 期
	()	()	円	円	円	円	. . . から
	()	()					. . .
	()	()					まで
徴収猶予後の納付 (入) の方法							
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円	円
以上のほか、法律によつて納付すべき延滞金は、本税納付 (入) の際に納付すること。							
決 定 の 理 由							
備 考							

徴収猶予（換価の猶予）期間延長通知書						
						年 月 日
納税者又は 特別徴収義務者 住（居）所 氏 名 様						
埼玉県 県税事務所長 印						
下記のとおり徴収猶予換価の猶予期間を延長したので、地方税法第 条第 項の規定により通知します。						
猶 予 期 間		猶予期間を延長する県の徴収金				
当初の 猶予期間	延長を受ける ようとする 猶予期間	年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	猶 予 期 間 延 長 申 請 額	猶 予 期 間 延 長 額
・ ・ から	・ ・ から		()	()	円	円
・ ・ まで	・ ・ まで		()	()		
期間延長後の納付（入）の方法						
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
金 額	円	円	円	円	円	円
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
金 額	円	円	円	円	円	円
以上のほか、法律によつて納付すべき延滞金は、本税納付（入）の際に納付すること。						
決定の理由						
備 考						

別記様式第九号の十四中

年度	(納税番号) 税 日	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	税 額	猶
	()	()	円	・
	()	()		・
	()	()		

予 期 間	延 長 期 間	他 の 収 金 額	徴 収 猶 予 (期間延長) 申 請 額	猶 予 期 間	延長期間
・ から ・ まで	・ から ・ まで	円	円	・ から ・ まで	・ から ・ まで

「 や 」

年度	(納税番号) 税 日	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	税 額	そ の 徴
	()	()	円	
	()	()		
	()	()		

に相当する。

徴 収 猶 予 (納税番号) 税 日	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	税 額	徴 収 猶 予 額	徴 収 猶 予 年 月 日
()	()	円		
()	()			
()	()			

別記様式第九号の十六中

徴 収 猶 予					
年 度	(納税番号) 税 日	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	税 額	徴 収 猶 予 額	徴 収 猶 予 年 月 日
	()	()	円	円	
	()	()			
	()	()			

				•
	()	()		•

額	徴収猶予額の	取消額
徴収猶予期間	うち納付(入)済額	
• から • まで	円	円

徴		収		猶	
年度	(納税番号) 税目	(調定事由) 期(月)別・事業年度	税額	その他 徴収金額	
	()	()	円	円	
	()	()			
	()	()			

予	額	徴収猶予額のうち 納付(入)済額	取消額
徴収猶予額	徴収猶予年月日	徴収猶予期間	
円		• から • まで	円
			円

に改め、同様式の次に次の二様式を加え

№。

換 価 の 猶 予 申 請 書							
年 月 日							
(宛先) 埼玉県 県税事務所長		納 税 者 又 は 特別徴収義務者 住 (居) 所 又 は 所 在 地 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟ 個人番号又は法人番号					
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり換価の猶予を受けたいので申請します。							
換価の猶予を受けようとする県の徴収金							
年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・事業年度	納期限	税額	そ の 他 徴収金額	換価の猶予 申 請 額	換 価 の 猶 予 期 間
	()	()	・ ・	円	円	円	・ ・ から ・ ・ まで
	()	()	・ ・				
	()	()	・ ・				
換価の猶予額の納付 (入) の方法							
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
金 額	円	円	円	円	円	円	
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
金 額	円	円	円	円	円	円	
申請の理由						担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担保財産の詳細 (種類、数量、価額及び所在) 又は担保を提供できない特別の事情							

換価の猶予期間延長申請書						
年 月 日						
(宛先) 埼玉県 県税事務所長 納税者又は 特別徴収義務者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟ 個人番号又は法人番号						
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり換価の猶予期間 の延長を受けたいので申請します。						
猶 予 期 間		猶予期間延長を受けようとする県の徴収金				
当 初 の 猶 予 期 間	延長を受け ようとする 猶 予 期 間	年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	納 期 限	猶 予 期 間 延 長 申 請 額
. . から	. . から		()	()	. .	円
. . まで	. . まで		()	()	. .	
			()	()	. .	
期間延長後の納付(入)の方法						
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円
申請の理由					担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担保財産の詳細(種類、数量、 価額及び所在)又は担保を提 供できない特別の事情						

別記様式第九号の十七を次のように改める。

換 価 の 猶 予 通 知 書									
納 税 者 又 は 特別徴収義務者 住 (居) 所 氏 名								年 月 日	
様								埼玉県 県税事務所長 印	
<p>あなたの下記徴収金については、滞納処分による財産の換価の猶予をしたので、 地方税法第15条の5の2第3項において準用する地方税法第15条の2の2第1 地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、徴収金については、下記納付 (入) の方法により、必ず猶予期限までに納 付 (入) してください。</p>									
滞 納 金 額	年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞 処 分 納 費	備考
		()	()	..	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
		()	()	..			〃	〃	
		()	()	..			〃	〃	
差 押 財 産	(名称、数量、性質、所在地その他)								
猶 期 予 間	年 月 日から 年 月 日まで 間								
猶 予 額									
納 付 (入) の 方 法	年 月 日	金 額		年 月 日	金 額		年 月 日	金 額	
	. .	円		. .	円		. .	円	
		
		
		
法	以上のほか、法律によつて納付すべき延滞金は、本税納付 (入) の際に納付すること。								
決 定 の 理 由									

別記様式第九号の十七の次に次の一様式を加える。

別記様式第九号の十七の二

換価の猶予（換価の猶予期間延長）申請棄却通知書							
納税者又は 特別徴収義務者 住（居）所 氏 名						年 月 日	
様						埼玉県 県税事務所長 印	
年 月 日申請に係る換価の猶予（換価の猶予期間延長）は、下記の理由により認められませんので、地方税法第 条第 項の規定により通知します。							
申 請 の 内 容							
年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	税額	そ の 他 徴収金額	換価の猶予 (期間延長) 申 請 額	猶予期間	延長期間
	()	()	円	円	円	. . . から	. . . から
	()	()			
	()	()				まで	まで
棄却理由							

備考 裏面には、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。

別記様式第九号の十八中 「滞 納 者」を「納 税 者 又 は 滞 納 者」 「地方税法第

15条の6第2項」を「地方税法第15条の5の3第2項
に改める。」

地方税法第15条の6の3第2項」

別記様式第六十六号の二中「第15条第4項前段」を「第15条の2の2第1項」
に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当
分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十三号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

様式第一号、様式第十一号及び様式第十八号中「住民基本台帳カード(与戸付)」を「個人番号カード」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、この規則の施行の前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十四号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

様式第六号裏中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

規 則

埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十五号

埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県災害救助法施行細則（昭和三十五年埼玉県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十号中「田名」を「田」に、「職業 氏 名 ④」を「職業 氏 名 ④」を
個人番号

名 ④
に改める。

「住 所

(所在地)

様式第十二号中「住 所 氏 名 ④」を
氏 名 ④
個人番号

に改める。

」

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十六号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第十五第一号中「、鴻巣市、北本市」を削り、同号口中「、北本市大字下石戸上及び大字下石戸下」を削る。

別表第十六中「、鴻巣市、北本市」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十七号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

生活保護法による保護申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 福祉事務所長

申請者 住所又は居所
氏 名 ㊟

次のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。

保護を受けようとする理由							
保護を受けようとする者	住所又は居所	(電話)					
	氏名	個人番号	性別	生年月日	職業	申請者との関係	備考
	資産及び収入の状況	資産申告書及び収入申告書のとおりに					

- 注1 このほかに、保護の決定に必要な書面の提出を求めることがあります。
- 2 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号

自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）※1

受診者	ふりがな													性別	明治・大正・昭和・平成				年齢
	氏名	(姓)						(名)						男・女	生年月日	年	月	日	歳
	住所	〒												電話番号					
未 満 の 場 合 が 18 歳	保護者氏名													受診者との関係	父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母 親類・同居者・その他（ ）				
	保護者住所	〒												電話番号					
負 担 額 に 関 す る 事 項	受診者の被保険者証の記号及び番号	記号						番号											
	受診者と同一保険の加入者	氏名						個人番号											
		氏名						個人番号											
		氏名						個人番号											
精神障害者保健福祉手帳番号							手帳の有効期間満了日	年		月	日	受給者番号							
受診を希望する指定自立支援医療機関（薬局・指定訪問看護事業者等を含む。）	医療機関の名称												所在地・電話番号						
	<病院・診療所>																		
	<薬局>（院内処方の場合は、記入不要）																		
<その他/デイケア・訪問看護・検査・その他（ ）>																			
前年度の申請書への意見書（診断書）の添付※2						有・無		希望する有効期間の満了日※3		年		月	日						
上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。												取 受 印							
年 月 日 （宛先） 埼玉県知事 申請者氏名（自署又は記名押印）																			

- ※1 新規・再認定・変更（自己負担限度額、指定自立支援医療機関及び有効期間の変更認定申請の場合）のいずれかに○をしてください。
- ※2 再認定（現在の有効期間に引き続いて申請する場合）の方のみ該当する区分に○をしてください。
- ※3 1年未満の有効期間を希望する方のみ記入してください（受給者証の有効期間を変更申請により短縮して、自立支援医療費（精神通院医療）の再認定と精神障害者保健福祉手帳の申請とを同時に行いたい場合）。
- 注意 1 申請時には意見書（自立支援医療精神通院用）を添えて（変更認定申請の場合を除く。）、お住まいの市町村の窓口へ提出してください。
- 2 本申請と精神障害者保健福祉手帳の交付申請を同時に行う場合には、手帳の交付申請書に所定の診断書を添付することにより、本申請書へ意見書（自立支援医療精神通院用）の添付を省略することができます。

ここから下の欄には記入しないで下さい。

自治体記入欄												
受理年月日	年	月	日	整理番号				進達年月日				
前回所得区分	生保・中国・低1・低2・中間1・中間2・一定以上						重度かつ継続		該当・非該当			
今回所得区分	生保・中国・低1・低2・中間1・中間2・一定以上						重度かつ継続		該当・非該当			
添付書類	医療保険被保険者証の写		今年度の申請書への意見書（診断書）の添付の有無		有・無		治療方針の変更		有・無			
所得確認方法	個人番号・市町村民税課税証明書・市町村民税非課税証明書・標準負担額減額認定証 生活保護受給世帯の証明書・自立支援医療における世帯構成員の所得証明書・その他（ ）											
コード1	受給者番号				有効期間		年		月末日			
コード2	手帳番号				有効期間		年		月末日			
変更認定申請内訳	※変更認定申請の場合、該当するものに○をつける。医療機関変更・医療機関追加・所得区分変更・有効期間変更 新規・再認定を含め、複数該当する場合、申請ごとに申請書が必要。											
手帳同時申請の有無	有（診断書・証書）・無		備考		2か所通院有		居住地特例有（ ）					

様式第四号及び様式第五号を次のように改める。

様式第4号

自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院医療）

受診者	ふりがな			性別	男・女	生	年	月	日	年齢	
	氏名					年	月	日	歳		
						個	人	番		号	
住所	〒				電話番号						
保護者 (受診者が18歳未満の場合)	氏名			受診者との関係	父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母 親類・同居者・その他()						
	住所	〒		個人番号							
自立支援医療費受給者番号											
受給者証の有効期間				年	月	日	から	年	月	日	まで
変更内容	事項	変更前		変更後							
	受診者に関する事項 (氏名・住所・電話番号)										
	保護者に関する事項 (氏名・住所・電話番号)										
	被保険者証に関する事項 (記号及び番号・保険者名・受診者と同一の加入者)										
精神障害者保健福祉手帳番号											
備考											
<p>自立支援医療受給者証及び自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 埼玉県知事</p> <p>届出者（自署又は記名押印）</p>											
										收受印	

注意

- 1 変更内容の欄は、該当する事項のみ記載してください。
- 2 自己負担上限額（所得区分及び重度かつ継続該当・非該当）、指定自立支援医療機関及び有効期間の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（変更）（様式第1号）を提出してください。

様式第5号

自立支援医療受給者証再交付申請書（精神通院医療）

受診者	ふりがな			性別 男・女	生	年	月	日	年齢	
	氏名				年	月	日	歳		
					個	人	番		号	
住所	〒		電話番号							
保護者 (受診者が18歳未満の場合)	氏名			受診者との関係	父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母 親類・同居者・その他（ ）					
				個人番号						
	住所	〒		電話番号						
自立支援医療費受給者番号										
受給者証の有効期間			年	月	日	から	年	月	日	まで
再交付申請理由										
備考										
自立支援医療受給者証の再交付について、上記のとおり申請します。										
年 月 日 (宛先) 埼玉県知事						收受印				
申請者（自署又は記名押印）										

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第三十一号を次のように改める。

精神障害者保健福祉手帳申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の（新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付）について申請します。

申請者本人 (障害者)	フリガナ		生年月日	年 月 日			
	氏名		個人番号				
	住所	電話 ()					
家族の連絡先	氏名		続柄				
	住所	電話 ()					
既存の医療受給者証	受給者番号		有効期限	年 月末日			
既存の手帳	手帳番号		有効期限	年 月末日			
申請書を提出した者	氏名		本人との関係				
	住所	電話 ()					

- (注) 1 申請事項については、該当するものを全て○で囲んでください。
 2 精神障害者保健福祉手帳の新規交付、更新又は障害等級変更について申請を行う場合は、次の(1)から(3)までのいずれかの書類を添付してください（(2)又は(3)の書類を添付した場合は、年金事務所、共済組合等に対し、年金の障害等級等を照会することがあります。）。
 (1) 医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
 (2) 障害年金に関する次の①及び②の書類
 ① 障害年金の年金証書又は年金裁定通知書の写し
 ② 直近の年金振込（支払）通知書の写し
 (3) 特別障害給付金に関する次の①及び②の書類
 ① 特別障害給付金受給資格者証又は特別障害給付金支給決定通知書の写し
 ② 直近の国庫金振込（送金）通知書の写し
 3 申請者本人（障害者）欄は、自署又は記名押印してください。
 4 居住地の市町村に申請してください。
 5 自立支援医療費（精神通院）支給認定を受けるには、別に申請が必要です。

「氏名（自署又は記名押印）」

様式第三十四号中「氏名（自署又は記名押印）」を個人番号

電話番号

に、「第45条」を「第45条」に改め、「・氏名」の次に「・その他」を加える。

「氏名（自署又は記名押印）」

様式第三十五号中「氏名（自署又は記名押印）」を個人番号

電話番号

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第五号から様式第七号までを次のように改める。

様式第5号（第4条関係）

身体障害者居住地（氏名）変更届書

（宛先）

埼玉県知事

年 月 日

住所.....

氏名.....[㊦]

--	--

下記のとおり居住地（氏名）を変更したので
届け出ます。

届出事由（該当する項目の番号を○で囲んでください。）

居住地変更	7 本人居住地変更（県内）	8 保護者居住地変更	6 本人県内転入	20 本人県外転出
氏名変更	15 本人氏名変更	9 保護者（氏名）変更		
			項目番号6～9で手帳作成	0 不要 1 必要

本人氏名・住所等

㊦ 個人番号											
㊧ フリガナ	(姓)				(名)				㊨ 性別	1 男 2 女	
㊩ 氏名									㊪ 生年月日	年 月 日	
本籍地	都道府県		住所		埼玉県		市 郡		町 村		㊫ (丁目、番地)
㊬コード			㊭コード	1 1							

保護者氏名等（本人が15歳未満の児童の場合のみ記入してください。）

㊮ 続柄	1 父 2 母 3 兄弟姉妹 4 祖父母				㊯ (姓)	(名)	
	5 親族 6 児童福祉施設長 7 里親				フリガナ		
	8 その他 ()				㊰ 氏名		
住所	㊱ 1 同居 2 別居 (別居の場合のみ記入)		市 郡		町 村		㊲ (丁目、番地)
			㊳コード				

手帳交付番号等

手帳交付番号	都道府県・市（支庁）第 号			交付年月日	年 月 日	
等級	級	障害名				
種別	種					

旧住所・旧氏名等

旧住所						
旧氏名	変更年月日		年 月 日			

様式第6号（第4条関係）

身体障害者手帳再交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

住所.....

氏名.....㊦

--	--

下記のとおり申請します。

申請事由（該当する項目の番号を○で囲んでください。）

再交付申請	1 2 紛失	1 3 破損	1 4 その他（ ）
-------	--------	--------	------------

本人氏名・住所等

㊦ 個人番号												
㊧ フリガナ	(姓)				(名)				㊨ 性別	1 男	2 女	
㊩ 氏名									㊪ 生年月日	年	月	日
本籍地	都道府県		住所		埼玉県		市	郡	町	村		㊫ (丁目、番地)
㊬ コード			㊭ コード	1	1							

保護者氏名等（本人が15歳未満の児童の場合のみ記入してください。）

㊮ 続柄	1 父	2 母	3 兄弟姉妹	4 祖父母	㊯ フリガナ	(姓)	(名)		
	5 親族	6 児童福祉施設長	7 里親	8 その他（ ）	㊰ 氏名				
住所	㊱ 1 同居	2 別居	(別居の場合のみ記入)		市	郡	町	村	㊲ (丁目、番地)
㊳ コード									

手帳交付番号等

手帳交付番号	都道府県・市（ 支庁）第	号	交付年月日	年	月	日
等級	級	障害名				
種別	種					

様式第7号（第4条関係）

身体障害者手帳返還届

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

住所.....

氏名.....㊦

--	--

下記のとおり届け出ます。

届出事由（該当する項目の番号を○で囲んでください。）

返 還	2 1 死亡	2 2 非該当	2 3 その他（ ）
-----	--------	---------	-----------------------

本人氏名・住所等

㊦ 個人番号											
㊧ フリガナ	(姓)			(名)			㊨ 性 別	1 男		2 女	
㊩ 氏 名							㊪ 生年月日	年 月 日			
本籍地	都道府県			住所	埼玉県	市 郡	町 村	㊫ (丁目、番地)			
㊬ コード				㊭ コード	1 1						

保護者氏名等（本人が15歳未満の児童の場合のみ記入してください。）

㊮ 続柄 1 父 2 母 3 兄弟姉妹 4 祖父母 5 親族 6 児童福祉施設長 7 里親 8 その他（ ）	㊯ (姓) フリガナ	(名)
	㊰ 氏 名	
	住所	
㊲ 1 同居 2 別居 (別居の場合のみ記入)		市 町 郡 村
㊳ コード		

手帳交付番号等

手帳交付番号	都道府県・市（ 支庁）第	号	交付年月日 年 月 日
等級	級	障害名	
種別	種		

様式第十一号中「あて」を「宛て」に、「身体障害者指導記録表送付済」を「身体障害者指導記録表送付済」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十一号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。
様式第六号（表面）を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十二号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）中

銀行 信用金庫 協 農	支店	普通・当座 No.	
		口座名義 (カタカナ)	年月日
	年月日	年月日	

「を

銀行 信用金庫 協 農	支店	普通・当座 No.	
		口座名義 (カタカナ)	個人番号
生 (歳)	年月日	年月日 (日生 歳)	

中

に改める。

様式第一号（二）中

年月日	年月日 (歳)	生 年
年月日		年

「に改める。」

月 日	個人番号
月 (日生 歳)	

附 則

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規則による改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第二十七号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

様式第一号、様式第十一号及び様式第十八号中「住民基本台帳カード（住所表示）」を「個人番号カード」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、この規則の施行の日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

懲らぬ用い(註)㉔㉕㉖㉗㉘「障害厚生年金」㉙「障害厚生年金等」㉚㉛㉜「懲ら(註)㉝㉞㉟「改正前の船員保険法の規定による障害年金」㊱「改正前の船員保険法による障害年金」㊲㊳㊴「懲ら(註)㊵㊶㊷「改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金」㊸「改正前の国民年金法の規定による障害年金」㊹㊺㊻。

懲らぬ用い㊼「あて先」㊽「宛先」㊾㊿「懲ら(註)㊿㊽㊾㊿㊽㊾㊿㊽㊾㊿」
(注)4(1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

規 則

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第14号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)別記様式第2に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード」に改める。

様式第1号、様式第12号及び様式第19号中「住民基本台帳カード(写真付き)」を「個人番号カード」に改める。

(埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第2条 埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

(埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第3条 埼玉県暴力団排除条例施行規則(平成23年埼玉県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則第10条第1項第1号アの規定及び第3条の規定による改正後の埼玉県暴力団排除条例施行規則第4条第2項第1号の規定の適用については、この規則の施行の日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の4第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

規 則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一―六六

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―五〇）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、この規則の施行の前に行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

訓 令

埼玉県警察本部訓令第41号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月25日

埼玉県警察本部長 貴 志 浩 平

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部改正)

第1条 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令(平成18年埼玉県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35条)別記様式第2に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード」に改める。

様式第1号、様式第12号及び様式第19号中「住民基本台帳カード(写真付き)」を「個人番号カード」に改める。

(埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正)

第2条 埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成17年埼玉県警察本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令第10条第1項第1号アの規定の適用については、この訓令の施行の日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十四号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県公営企業管理者 中野 晃

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附則

- 1 この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、この規程の施行の前に行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第十二号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
病 院	医療安全管理室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	医 幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	精神保健指導幹	上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	主 幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	医 長	上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。

	主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	医員	上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う事務に従事する。
循環器・呼吸器病センター	感染症対策部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
がんセンター	通院治療部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
小児医療センター	参事	上司の命を受け、小児医療センター新病院の運営に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	副部长	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
部（事務局の部を除く。）	首席技師長	上司の命を受け、極めて高度の知識、経験等を必要とする特に困難な診療放射線技師又は臨床検査技師の行う事務に従事する。
	副部长	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	技師長	上司の命を受け、高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言

がんセンター	臨床 腫瘍 研究 所	主席主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		主任研究員	上司の命を受け、極めて高度の専門的技術の研究に従事する。
		専門研究員	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。
	図書 館	主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、
	科	部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		副部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		看護師長	上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療棟等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。
		副技師長	上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。
主査		上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	
		言語聴覚士の行う事務に従事する。	

			その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
--	--	--	------------------------

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十三号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規程の適用については、この規程の施行の前に行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、この規程の施行の前に行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

告 示

埼玉県告示第千四百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） NPO法人福祉起業ネット

（変更後） NPO法人ふくろうネット

三 代表者の氏名

波多野 省司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市錦町六番地四十五

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、「起業」という観点から介護福祉業界の活性化及び母子家庭の支援を行うことにより、社会的弱者と呼ばれる方達が、周囲の理解と受容を得られる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、今後増加する高齢者・障害者の居場所作りとしての介護・障害福祉事業所の起業運営支援及び個々の高齢者・障害者の生活支援としての成年後見業務等を行うことにより、高齢者・障害者の福祉の増進と権利擁護に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百三十九号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

和光市から和光都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
山根医院	医療法人 山根医院	北葛飾郡杉戸町高野台南二―三―一二	平成二十七年十一月一日
まきの消化器内科・外科クリニック	牧野 博司	白岡市新白岡四―六―一三 ルネ新白岡駅前一階	平成二十七年十二月一日
えのき眼科	医療法人 視心会	狭山市南入曾五六五―一	平成二十七年十一月一日
上青木もりクリニック	森 聡	川口市上青木六―一四 一〇	平成二十七年十一月二日
はしもと内科クリニック	医療法人社団 友心会	川口市中青木二―一五 ―三四 サンライズ中 青木医療モール三〇二	平成二十七年十一月一日
医療法人社団 廣和会 埼玉東部診療所	医療法人社団 廣和会	春日部市粕壁東二―三 ―四〇 グレースヒル 橋本二〇二号室	平成二十七年十二月一日
北坂戸ファミリークリニック	坂井田 文	坂戸市薬師町三―二	平成二十七年十一月一日
社会医療法人 至仁会 みどりクリニック	社会医療法人 至仁会	所沢市松郷一四四―一	平成二十七年十二月一日
やまさき内科クリニック	医療法人 久良会	所沢市小手指町一―一 ―一四 アネックスビル三F	平成二十七年十一月一日

桑原歯科医院	医療法人 マルベ	草加市花栗四一三	平成二十七年十一月一日
リニック	医療法人	志木市本町五一二六一	平成二十七年十二月一日
クローバー歯科	村上 英	志木市本町五一二六一	平成二十七年十二月一日
あけのほしデンタルクリニック	医療法人 煌雄	ふじみ野市上福岡六一	平成二十七年十一月一日
ところざわの歯医者さん	医療法人 洛鳳	所沢市元町二二一〇	平成二十七年十一月一日
健聖会 美杉台健康クリニック	医療法人 健聖会	飯能市美杉台二一六一	平成二十七年十一月十六日
いながき歯科クリニック	稲垣 大悟	狭山市水野四〇五一九	平成二十七年十一月一日
博樹 鶴瀬西口博樹	富士見市鶴馬二六〇二	日	平成二十七年十月一日
山駅デンタルクリニック	新狭A・TEK	狭山市新狭山三一	平成二十七年十一月一日
た眼科	実直会 川口とみ	川口市川口六一二一	平成二十七年十月一日
ニック	医療法人 桑ク	所沢市小手指町一	平成二十七年十一月一日

北店	アイン薬局 川口	株式会社 アイン	川口市木曾呂一三〇八	平成二十七年十一月一日
店	アイン薬局 駅前店	株式会社 アイン	川口市栄町三〇一 二七 Hiro Bu ild 一階	平成二十七年十一月一日
店	アイン薬局 青木店	株式会社 アイン	川口市青木一〇一八 二 明和ビル一階	平成二十七年十一月一日
店	アイン薬局 草加	株式会社 あさひ	草加市柿木町一〇二六 一七	平成二十七年十二月一日
入曾店	あおい調剤薬局	株式会社	狭山市南入曾五六五 一〇	平成二十七年十一月一日
久喜中央薬局	株式会社 中央薬局	久喜市久喜中央三〇一 一八	日	平成二十七年十月一日
新白岡店	チュールリップ薬局 品	株式会社 セキ薬	白岡市新白岡四〇六 一三 ルネ新白岡駅前 一〇七号室	平成二十七年十二月三日
店	アイン薬局 羽生	株式会社 アイン	羽生市上岩瀬五五〇 一	平成二十七年十一月一日
ふれあい歯科	長谷川 浩之	川口市東川口四〇二四 一 アド・ドミール 二〇二	平成二十七年七月一日	
院	医療法人社団 仁 要会 長嶺歯科医 仁要会	一	東松山市白山台一九 一	平成二十七年七月一日

アイン薬局 店	川口株式会社 ファーマシーズ	川口市西新井宿三〇一 一二	平成二十七年十一月 一日
アイン薬局 オ川口店	アリ株式会社 ファーマシーズ	川口市並木元町一〇七 九 イトーヨーカドー 一F	平成二十七年十一月 一日
アイン薬局 榛松店	川口株式会社 ファーマシーズ	川口市榛松二〇六〇一	平成二十七年十二月 一日
ひよこ薬局	株式会社 コウシ	白岡市篠津神山一九三 五―六	平成二十七年十二月 一日
アイン薬局 店	熊谷株式会社 ファーマシーズ	熊谷市上之三八五一― 五	平成二十七年十一月 一日
アイン薬局 店	行田株式会社 ファーマシーズ	行田市持田三九三―四	平成二十七年十一月 一日
アイン薬局 新店	行田株式会社 ファーマシーズ	行田市持田四二一―一	平成二十七年十一月 一日
アイン薬局 店	坂戸株式会社 ファーマシーズ	坂戸市南町三一―八	平成二十七年十一月 一日
有限会社 大堂薬局	内田盛有限会社 盛大堂薬局	内田東松山市材木町七―一	平成二十七年七月一 日
かえら訪問看護リ ハビリステーション	株式会社 かえら	入間市扇町屋一―四― 一五	平成二十七年十一月 一日
医療法人 高仁会 訪問看護ステーション ユンゆうあい	医療法人 高仁会	川口市飯塚一―一三― 六 岩田屋ビル一階	平成二十七年十二月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
川畑 景介		ひかり接骨院	秩父市滝の上町四一 八 富士ビル一〇一	平成二十七年十一月一日
吉田 哲矢		よしだ整骨院	狭山市入間川二一三一 一七	平成二十七年十二月一日
古田 和城		いこいの森整骨 院	春日部市粕壁二一七一 二五	平成二十七年十一月二十四日
安富 弘次		やすとみ鍼灸整 骨院	入間市新光二一七一 二四	平成二十七年十一月二十四日
仲村 公男		結接骨院	所沢市松葉町二一三 ヴィラーミ松葉一〇三七	平成二十七年十二月七日
會田 信幸		すばる整骨院	東京都葛飾区堀切四一 一〇一三 坂田ビル一	平成二十七年十二月一日
松井 康男		KEiROW 越谷間久里ス テーシヨン	F 越谷市下間久里九六一 松崎ビル一F	平成二十七年十二月一日
大庭 孝夫		KEiROW赤 塚ステーシヨン	東京都板橋区赤塚新町 一―二二一 田中ビル ル二F	平成二十七年十一月十七日
高野 結香		ひだまり治療院	さいたま市北区宮原町 三一四三六一 一 ツ大宮宮原四〇四 ハイ一	平成二十七年十二月一日
顧 建國		顧鍼灸指圧マ ッサージ治療院	蕨市中央一―三一四	平成二十七年十二月一日

宮崎 芳三	森田 怜	橋本 成正	神部 雅	葛生 学
宮崎接骨院	院 からだ元気治療	大和鍼灸接骨 理療院	レイス治療院	まごころ治療院 草加店
ふじみ野市清見三―五 一―七	東京府中市本町二― 二〇―一 本町プラ ザマンション二〇六	熊谷市肥塚七―七―二	深谷市東方町三―二― 一四	草加市神明一―四―一 九―二―二〇六
平成二十七年十二月 一日	平成二十七年十二月 九日	平成二十七年十一月 二十五日	平成二十七年十二月 一日	平成二十七年十一月 十九日

告示

埼玉県告示第千四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
北本矢澤クリニック	名称	あやめ診療所	北本矢澤クリニック
ファーマみらい本庄薬局	名称	ハートフル薬局 本庄店	ファーマみらい本庄薬局
ささき婦人科クリニック	所在地	白岡市高岩四六六	白岡市新白岡六一一〇
八潮駅前よつば耳鼻咽喉科	所在地	八潮市大瀬七八七一一 SKビル3階	八潮市大瀬一一二二 SKビル三階

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
関口 尚史	施術所所在地	本庄市柏一一三一一四 本庄スカイハイツB棟 四〇九	本庄市前原二一六一 一五 森川マンション二〇四

告示

埼玉県告示第千四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	休止年月日
志木駅前眼科	新座市東北二―三〇―一五 川島屋ビル一階	平成二十七年十二月一日

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
えのき眼科	狭山市南入曽五五四―一	平成二十七年十月三十一日
医療法人 岸田会 だ歯科狭山台医院	狭山市入間川一四八六―一	平成二十七年十一月二十一日
医療法人社団 健聖会 くりはし歯科サビア診療所 F	飯能市南町九―二三―二	平成二十七年十一月十一日
山根医院	北葛飾郡杉戸町高野台南 二―三―一―二	平成二十七年十月三十一日
あけのほしデンタルクリニック	ふじみ野市上福岡六―四 一―五 メディカルセンター 上福岡二F	平成二十七年十月三十一日
ヒロ薬局 志木店	志木市上宗岡五―一八―七	平成二十七年十一月十六日
小手指タワークリニック	所沢市小手指町一―六一―一〇二	平成二十七年十月三十一日
アイン薬局 アリオ川口店	川口市並木元町一―七九 イトーヨーカドー一F	平成二十七年十月三十一日
アイン薬局 アインズ&トルペ川口店	川口市栄町三―七一―一 ロキヤステイ三階	平成二十七年十月三十一日
アイン薬局 川口店	川口市西新井宿三〇―一―一二	平成二十七年十月三十一日
アイン薬局 川口北店	川口市木曾呂一三〇八―三	平成二十七年十月三十一日
アイン薬局 坂戸店	坂戸市南町三一―八	平成二十七年十月三十一日

	久喜中央薬局	医療法人社団 はらだ歯科	アイン薬局 川口駅東口店	桑原歯科医院	アイン薬局 羽生店	川口とみた眼科	アイン薬局 川口青木店	やまさき内科クリニック	はしもと内科クリニック	アイン薬局 熊谷店	アイン薬局 行田新店	アイン薬局 行田店
四	久喜市久喜中央一六	富士見市鶴馬二六〇二	川口市栄町三一	草加市花栗四一三	羽生市上岩瀬五五〇一	川口市川口六二	川口市青木一八	所沢市小手指町一	川口市中青木二一	熊谷市上之三八五一	行田市持田四二	行田市持田三九三
	平成二十七年九月三十日	平成二十七年九月三十日	平成二十七年十月三十一日	平成二十七年十月三十一日	平成二十七年十月三十一日	平成二十七年九月三十日	平成二十七年十月三十一日	平成二十七年十月三十一日	平成二十七年十月三十一日	平成二十七年十月三十一日	平成二十七年十月三十一日	平成二十七年十月三十一日
			七 H i r o b u i l d 一階	四		階	明和ビル一階	一四 アネックスビル三F	三四 サンライズ中青木 医療モール三〇二号			

二 指定施術機関

吉田 仙造	氏名
	住所
吉田整骨院	名称
狭山市入間川二丁目 三一	所在地
平成二十七年十一月三十日	廃止年月日

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日	
医療法人岸田会 き しだ歯科狭山台医院		狭山市入間川一四 八六一一		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導		平成二十七年十 一月二十二日	
アイセイ薬局 川口前 川店		川口市前川一―一 ―五四		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導		平成二十七年八 月十六日	
ヒロ薬局 志木店		志木市上宗岡五― 一八―七		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導		平成二十七年十 一月十六日	
アイン薬局 熊谷店		熊谷市上之三―八五 一―五		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導		平成二十七年十 月三十一日	
アイン薬局 行田新 店		行田市持田四二― ―一		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導		平成二十七年十 月三十一日	
アイン薬局 行田店		行田市持田三九三 ―四		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導		平成二十七年十 月三十一日	
デイサービスセンター サツ木		入間市宮前町九― 二〇		通所介護 介護予防通所介護		平成二十七年十 二月三十一日	
デイサービスセンター ケヤ木運動館		入間市豊岡五―二 ―一五―二〇三		通所介護 介護予防通所介護		平成二十七年十 二月三十一日	

告示

埼玉県告示第千四百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一外

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 八〇六平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 九一八平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前九時から午後九時

（変更後） 午前六時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後） 午前六時から午後九時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 荷さばき施設一 午前六時から午後九時

荷さばき施設二 午前六時から午後九時

荷さばき施設三 午前六時から午後九時

荷さばき施設四 午前六時から午後九時

（変更後） 荷さばき施設一 午前六時から午後九時

荷さばき施設二 午前六時から午後九時

荷さばき施設三 午前六時から午後九時

荷さばき施設四 午前六時から午後九時

荷さばき施設五 午前六時から午後九時

荷さばき施設六 午前六時から午後九時

ハ 変更年月日

平成二十八年一月十二日外

二 届出年月日

平成二十七年十二月十一日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 農業資材館

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百三十三番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前九時から午後九時

（変更後） 午前六時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後） 午前六時から午後九時三十分

ハ 変更年月日

平成二十八年一月十二日

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十一日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 ペット・ガーデンセンター

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千三百三十一番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前九時から午後九時

（変更後） 午前六時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後） 午前六時から午後九時三十分

ハ 変更年月日

平成二十八年一月十二日

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十一日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

八潮南ショッピングセンター

埼玉県八潮市大字大曾根二百七十三―五外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオン株式会社 代表取締役 岡田元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計十者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十年八月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月九日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千四百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

八潮南ショッピングセンター

埼玉県八潮市大字大曾根二百七十三―五外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二四九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一五四台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）イオンリテール株式会社の一階売場 午前零時から翌午前零時

イオンリテール株式会社の一階売場以外の売場 午前九時（年間

六十日午前八時）から翌午前零時

（変更後）イオンリテール株式会社の一階売場 午前零時から翌午前零時

イオンリテール株式会社の一階売場以外の売場 午前八時から翌

午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前零時から翌午前零時

第二駐車場 午前八時三十分（年間六十日午前七時三十分）か

ら午後十時

第三駐車場 午前八時三十分（年間六十日午前七時三十分）か

ら午後十時

（変更後）第一駐車場 午前零時から翌午前零時

第二駐車場 午前七時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十八年一月二十六日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月九日

ニ 縦覧期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
児玉土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小柏儀一	埼玉県本庄市児玉町秋山千四百五十六番地一
同	山下武治	同 児玉町吉田林四百七十二番地四
同	井上誠一	同 児玉町蛭川八百三十六番地
同	眞尾春信	同 児玉町蛭川百九十七番地
同	久保田包房	同 百二十二番地
同	林秀信	同 児玉町上真下三百三十四番地五
同	新井富夫	同 四百四十二番地
同	新井弘	同 三百八十三番地一
同	田島精一	同 児玉町下真下六百九十番地十一
同	黒沢豊	同 八十六番地
同	岩上高男	同 児玉町吉田林九百六番地一
同	竹澤辰男	同 児玉町入浅見七百三番地
同	坂田守司	同 児玉町下浅見六百八十七番地一
同	蓮文夫	同 四百七十番地
同	小林誠	同 児玉町高関二十八番地一
同	高橋幸雄	同 今井千百八十八番地一
同	植竹宏文	同 四方田百七十九番地
同	荒井信	同 東富田二百九十一番地一
同	笠原政尚	同 西富田四百八十三番地
同	小林進	同 児玉郡上里町大字嘉美二百八十七番地三
監事	高橋正弘	同 本庄市児玉町蛭川百十番地一
同	田島威博	同 児玉町上真下百五十三番地
同	齊藤廣	同 児玉町下浅見三百二十八番地二

二 退任

職名 氏名 住所

告示

埼玉県告示第千四百五十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
伊東 英臣	埼玉県行田市大字 谷郷二千五百七番地	埼玉県行田市大字 斉條字白幡二百四十七番一ほか二百三十筆	二〇七、七六一
株式会社あらい農産	埼玉県行田市大字 長野七千四百五十七番地	埼玉県行田市大字 下須戸字内土手六百七十九番一ほか百十二筆	一二七、九〇四
小林 秀康	埼玉県行田市大字 斎条三百二番地一	埼玉県行田市大字 和田字池田五百五十六番ほか二十六筆	二三、三〇五
藤間 光治	埼玉県行田市大字 真名板千百六十七番地	埼玉県行田市大字 真名板字中郷九百十四番一	一、二九九
吉田 隆	埼玉県行田市大字 北河原二百十二番地	埼玉県行田市大字 北河原字熊野六百四十二番ほか二百五十一筆	三五五、三五五
網野 龍雄	埼玉県加須市道地 千五百七十一番地	埼玉県加須市道地 字新田七百八十八番ほか三筆	一、九四〇
齋藤 勝己	埼玉県加須市道地 千三百八番地	埼玉県加須市道地 字上内出千五百三十七番一ほか四筆	八、六九二
松村 貴代一	埼玉県加須市道地 千四百二十二番地	埼玉県加須市道地 字堤下百五番一ほか八筆	九、一四五

小嶋 孝	栗原 貞夫	鎌田 元次郎	株式会社アロス	小澤 トシエ	岡戸 武司	岡戸 茂行	大塚 宏	新井 勇二	秋山 七郎	吉野 豊	松村 進一
埼玉県羽生市大字 神戸五十一番地	埼玉県羽生市大字 上村君二百二十三 番地三	埼玉県羽生市大字 弥勒九百五十一番 地	埼玉県加須市不動 岡七百五十五番地 一	埼玉県羽生市大字 弥勒千七百七十七番 地	埼玉県羽生市大字 町屋百七十九番地	埼玉県羽生市大字 町屋百五十九番地	埼玉県羽生市大字 今泉千二百二十七 番地口号	埼玉県羽生市大字 上村君八百七十二 番地	埼玉県羽生市大字 下村君八百十五番 地	埼玉県加須市道地 千五百六十六番地	埼玉県加須市道地 千三百五十七番地
埼玉県羽生市大字 神戸字東二百八番 ほか四筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千五 百七十番ほか三十 一筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千三 百六十三番ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 神戸字東百七十九 番ほか七筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 九十五番	埼玉県羽生市大字 神戸字東百十番ほ か十三筆	埼玉県羽生市大字 神戸字東百五十一 番ほか四筆	埼玉県羽生市大字 今泉字我孫子千三 百七十三番ほか三 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田七百 四十六番ほか二十 八筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 九十六番ほか一筆	埼玉県加須市道地 字上内出千五百八 十八番一ほか七筆	埼玉県加須市道地 字前田六百二十七 番ほか一筆
一一、五四二	二六、七八九	一、九八二	二五、一一四	九九一	二一、七八四	六、二六三	三、二五五	一八、八〇八	一、九八二	九、六七八	二、三九六

竹村 和彦	高野 一正	高澤 憲司	関根 ゆり子	関根 敏郎	関根 達夫	須永 清志	鈴木 敏雄	洪生田 博崇	小林 定利	小林 容彰	小菅 一宜
地 埼玉 上村君百四十二番 羽生市大字	埼玉 神戸千八十七番地 県羽生市大字	埼玉 上村君八百四十四 番地 県羽生市大字	埼玉 上新郷六十八番地 県羽生市大字	埼玉 上新郷百十五番地 県羽生市大字	一 埼玉 上新郷二百四番地 県羽生市大字	地 埼玉 弥勒九百八十三番 県羽生市大字	埼玉 南羽生四丁目二十 番地四 県羽生市大字	一 埼玉 上新郷九十九番地 県羽生市大字	地 埼玉 弥勒二千五十一番 一 県羽生市大字	埼玉 稲子千二百二十八 番地一 県羽生市大字	一 埼玉 上村君五十四番地 県羽生市大字
百四番 上村君字冲前千六 ほか二筆 埼玉 県羽生市大字	埼玉 神戸字東百五十五 番ほか八筆 県羽生市大字	九筆 埼玉 上村君字新田前千 六十五番一ほか十 九筆 県羽生市大字	五十番 上新郷字野合四百 ほか二筆 埼玉 県羽生市大字	九十四番 上新郷字野合三百 ほか三筆 埼玉 県羽生市大字	三十七番 上新郷字野分三百 ほか二筆 埼玉 県羽生市大字	九十番 上村君字新田前千 ほか一筆 埼玉 県羽生市大字	番ほか二十三筆 埼玉 神戸字西二百十七 番ほか二十三筆 県羽生市大字	筆 埼玉 上新郷字桑木内千 五十五番ほか十八 筆 県羽生市大字	七十三番 上村君字新田前千 ほか一筆 埼玉 県羽生市大字	十五番 稲子字稲子前二百 十五番ほか十三筆 埼玉 県羽生市大字	筆 百五十七番ほか九 埼玉 上村君字冲前千三 百五十七番ほか九 筆 県羽生市大字
二、九七三	一四、二二五	一九、八一	八、六〇〇	九、〇〇二	四、一五〇	一、九八二	四〇、九〇一	三八、〇〇一	一、九八二	一九、六八六	九、九一〇

富岡 丈治	長島 勇	濱島 光義	平井 茂	福地 久一	福地 良整	藤田 達雄	増田 恵三	山田 和男	山中 武彦	有限会社神扇農業機械化センター	株式会社内野農場
埼玉県羽生市大字 上新郷二十九番地	埼玉県羽生市大字 弥勒千五百三十二番地口	埼玉県羽生市大字 神戸百七十七番地	埼玉県羽生市大字 常木二百二番地	埼玉県羽生市大字 弥勒九百七十一番地口号	埼玉県羽生市大字 弥勒九百六十番地	埼玉県羽生市大字 神戸百六十七番地	埼玉県羽生市大字 町屋百三十番地六	福島県双葉郡双葉町大字山田字北田百四十八番地	埼玉県羽生市大字 上村君八百三十六番地二	埼玉県幸手市大字 神扇千五百七十番地	埼玉県比企郡川島町大字芝沼百四十三番地
埼玉県羽生市大字 上新郷字中新田上三番一ほか四筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千九十九番	埼玉県羽生市大字 神戸字東百五十三番ほか四筆	埼玉県羽生市大字 常木字中谷二百四十番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千八十一番ほか七筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千八十八番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 神戸字東百四十番	埼玉県羽生市大字 神戸字西二百二十八番ほか八筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千七十五番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千六十六番ほか一筆	埼玉県幸手市大字 神扇字八反割六十分二ほか十四筆	埼玉県比企郡川島町大字南園部字雲雀田百三十七番ほか五筆
二、〇四四	九九一	五、七七六	二、八八六	七、九二八	二、六一六	二、四五〇	二二、七三七	一、九八二	一、九八二	一四、〇八一	五、六三九

栗田 昇	栗田 利司	金子 正夫	金子 武徳	大野 幸男	大澤 光昭	丸山 祐市	原口 和美	嶋村 裕輝	小森谷 晃	小島 秀文	株式会社比企ア グリサービス
埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見千五 十四番地	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見九百 番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千四 百五十番地	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見百二 十八番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見三百 四十一番地	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見千四 百八十番地一	埼玉県比企郡川島 町大字上八ツ林百 八十番地一	埼玉県比企郡川島 町大字戸守八百三 十六番地	埼玉県比企郡川島 町大字曲師七百十 三番地	埼玉県比企郡川島 町大字白井沼二十 番地	埼玉県比企郡川島 町大字平沼九百九 十九番地	埼玉県東松山市加 美町一番二十号
埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見字八 耕地五百九十五番 ほか三筆	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見字十 三耕地九百四十八 番ほか一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見三百 三十一番ほか一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見字菖 耕地四十五番	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見七番	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見字武 拾耆耕地千三百五 十九番ほか五筆	埼玉県比企郡川島 町大字上八ツ林字 開町七百八十番一	埼玉県比企郡川島 町大字南園部字戸 守境七十二番一ほ か五筆	埼玉県比企郡川島 町大字出丸中郷字 相郷六百九十三番 ほか三筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字新田 前三百四十番一ほ か八十筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字中千 十一番ほか十筆	埼玉県比企郡川島 町大字南園部字内 袋三百四十番一ほ か八筆
三、 一一七	六、 三二八	七、 一一六	二、 三四三	二、 〇六二	六、 四四四	九五五	五、 七三〇	五、 三五三	六二、 〇二九	九、 三一六	五、 二五一

新島 勝利	長島 博	長澤 和枝	戸田 秀男	関根 宏次	鈴木 忠司	鈴木 克己	杉田 金三郎	杉崎 行央	小嶋 善博	小島 太郎	小池 貴史
埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千四 百七十四番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田七百 三十二番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田二百 六十四番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千六 百六十九番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見三百 二十一番地	埼玉県比企郡吉見 町大字和名九百八 十四番地	埼玉県比企郡吉見 町大字和名九百二 十番地一	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千六 百七十五番地	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見五百 二十七番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田四百 八番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田六百 九十番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千五 百二十八番地
埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見百五 十九番ほか六筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見三百 十一番一ほか一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田字三 ノ耕地四百八十三 番ほか十二筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見百二 十九番ほか二筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見二十 九番ほか四筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田字一 ノ耕地五十二番ほ か五筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田字一 ノ耕地五十六番ほ か一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見百八 番ほか十一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見字老 耕地四十三番ほか 十五筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田字三 ノ耕地四百七十九 番ほか四筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田字一 ノ耕地六十七番一 ほか一五筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見百二 十七番一ほか二十 六筆
二一、〇〇一	三、〇二三	一八、九八二	八、三五九	八、七二三	八、五四三	一、五五八	二四、九九八	三三、八六三	一〇、八六六	三二、一六三	四四、〇六〇

新島 武男	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百八十四番地	埼玉県比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地八十五番ほか三十四筆	八三、八五四
森田 邦生	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見九百三十五番地	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字十一耕地八百二十五番ほか三筆	五、一五六
森田 和昭	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見八百三十六番地	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字十一耕地八百二十六番ほか七筆	八、九六七
森田 克未	埼玉県比企郡吉見町大字久米田九百三十二番地	埼玉県比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地九十四番ほか三筆	六、七二九
山下 正夫	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見二千二百二十八番地	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見二百四十七番	二、七八一
飯野 泰司	埼玉県児玉郡美里町大字広木千七百十九番地	埼玉県児玉郡美里町大字広木字大町千三十二番一ほか一筆	一、一〇四
中兼 俊徳	埼玉県児玉郡美里町大字広木千四百四十七番地	埼玉県児玉郡美里町大字広木字山王九百十三番	二、九八八

二 認可年月日

平成二十七年十二月十四日

告 示

埼玉県告示第千四百五十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在 地	面積（平方メートル）
新井 一男	埼玉県比企郡嵐山町大字杉山八百八十五番地	埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字下城ケ谷戸九百九番	三、三九一
加藤 明弘	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野百二十四番地	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野字柳町七十四番二	二、九七七
滝澤 日出子	埼玉県比企郡嵐山町大字志賀九百二十七番地一	埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字東町裏九百六十八番一ほか一筆	二、二九二
田中 久仁男	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田五十一番地	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野字柳町五十四番二	二、八五六
田中 恒一	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田四十一番地	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田字西新井五番一	一、五七二
田中 敏史	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野百三十八番地	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野字柳町五十九番ほか一筆	四、六九一
田中 恵浩	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田百八番地	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田字西新井五番二	一、一四八

鈴木 勝男	株式会社ヤマザ キライス	株式会社農業舎	株式会社川島農 園	杉田 金三郎	深澤 長男	深澤 孝好	深澤 章	農事組合法人ら んざん営農	田村 俊昭
埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字佐左エ門 五百二十四番地	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽百八 十五番地	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽千二 百八十八番地一	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽八百 十二番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千六 百七十五番地	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀千百八 十八番地	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀千百八 十六番地	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀千百三 番地一	埼玉県比企郡嵐山 町大字廣野百七十 七番地五	埼玉県比企郡嵐山 町大字勝田三百七 十四番地
埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字並塚字南 浦八百七十一番一 か十一筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字北蓮沼千 二十八番ほか七筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽千三 百八十四番	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字北蓮沼四 百三十六番ほか十 一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見百六 十二番一ほか一筆	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀字壱町 田千三百五番ほか 一筆	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀字仲町 千二百十二番ほか 三筆	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀字北町 裏千四十九番	埼玉県比企郡嵐山 町大字勝田字池之 頭五百九十九番一 ほか百三十五筆	埼玉県比企郡嵐山 町大字勝田字前二 百八十一番一
二四、一九九	一一、八四六	二、七五六	三〇、七三六	四、〇〇〇	七〇九	四、一九八	一、一五八	二一六、六二三	九二八

二 申請年月日

平成二十七年十二月十一日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年一月十五日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第千四百五十七号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百五十八号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

幸手市大字神扇地内

四 作業期間

平成二十七年十月二十二日から平成二十八年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百五十九号

平成二十七年埼玉県告示第千百十七号で公示した公共測量は、平成二十七年十一月三十日終了した旨測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百六十号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

所沢市全域

四 作業期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年二月五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六十一号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

狭山市全域内

四 作業期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六十二号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

日高市全域

四 作業期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六十三号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

和光市全域

四 作業期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六十四号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

白岡市全域内

四 作業期間

平成二十七年十一月十八日から平成二十八年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六十五号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六十六号

測量計画機関である東松山県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

比企郡ときがわ町大字大野、秩父郡東秩父村大字安戸地内

四 作業期間

平成二十七年九月九日から平成二十七年十二月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六十七号

測量計画機関である北本県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業地域

鴻巣市郷地地内外

四 作業期間

平成二十七年十二月十四日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六十八号

平成二十七年埼玉県告示第七百九十九号（測量法に基づく公共測量の実施について）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

第四号中「平成二十七年十二月十八日」を「平成二十八年三月二十三日」に改める。

告 示

埼玉県告示第千四百六十九号

平成二十七年埼玉県告示第千百十四号で公示した公共測量は、平成二十七年十二月八日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百七十号

平成二十六年埼玉県告示第千二百九十五号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十五日終了した旨測量計画機関であるふじみ野市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千四百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柏団地	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
柏原1	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
柏原2	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
柏原ニュータウン	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
柏原小学校	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
笹井1	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
笹井2	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
笹井3	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

ヨシケ沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
強石1-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
強石1-2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
芳ノ入1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
芳ノ入2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
来谷2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
能林1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
能林2-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
能林2-2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
三沢強石1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
三沢強石2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
三沢強石3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

小根 5	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小根 4	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小根 3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
芳ノ入 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小根 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
来谷 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
芳ノ入 3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
芳ノ入 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小根 1-2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小根 1-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
高中 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	

丸山 1	六地藏	高府地 3	高府地 2	浅間沢	上の平	中の沢	入山	高府地 1	反町	三沢谷津 3-3	
平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

根古屋 1-2	根古屋 1-1	根古屋 2	根古屋 1	日野 4	若松 3	日野 3	日野 2	日野 1	広町	中の 沢	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	地すべり	地すべり	

奈良尾 2		奈良尾 1	門平沢	日野	若浜	風戸	根古屋 8	根古屋 5	根古屋 4	高松山 5	高松山 4
平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	地すべり	地すべり	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

奈良尾5-2	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
門平2	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
立沢1	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
立沢2	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
立沢3-1	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
立沢3-2	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
立沢3-3	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
立沢9	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
立沢8	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
立沢	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
立沢5	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

西立沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地すべり
立沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地すべり
門平	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地すべり
奈良尾南	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地すべり
奈良尾北	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地すべり
大前	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地すべり
天神沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
野巻	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
大平沢Ⅰ1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
大平沢Ⅰ2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
金山沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
笹原1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流

神ノ巻	妙部谷戸 1-2	妙部谷戸 1-1	野巻 1-3	野巻 1-2	野巻 1-1	金山 1	岩鼻 3	岩鼻 2	岩鼻 1	笹原 2	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	

岩鼻 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
橋爪 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
金山 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
諏訪平 2-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
諏訪平 2-2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
野巻 2の1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
桜ヶ谷	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
笹原 3-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
笹原 3-2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
山中-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
山中-2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
山中-3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

戦場1	戦場3	柏木沢	滝の入沢川	上ノ台	下根岸	富沢	戦場2	戦場1	桜ヶ谷	野巻2の2	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	地すべり	急傾斜地の崩壊	

重木沢												
	沢辺 2	沢辺 1	若松 2	若松 1	藤原沢 2	藤原沢 1	重木	小松 1	上ノ台	親鼻 4	戦場 7	
平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	地すべり	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

重木 2	若浜 1	若浜 4	若浜 3	藤原 1	重木 1-3	重木 1-2	重木 1-1	下日野沢 2	下日野沢 1	藤原	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	

豆ガラ沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
大境沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
下田野 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
小関沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
下田野 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
金崎 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下田野 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下田野 3-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下田野 3-2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
金崎 6	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下田野 4	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
谷草 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

天沢 1	加増 2	加増 1	小六 2	小六 1	出牛 2	梨木 沢	出牛 1	金崎	金崎 5	下野 1 2	
平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	地すべり	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

天沢12	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
天沢13	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
天沢14	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
加増1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
浦山211	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
浦山212	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
浦山1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
浦山3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
更木111	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
更木112	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
加増211	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
加増212	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

くぬぎ沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
橋場沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
関沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
滝の沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
大淵	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
深沢1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
深沢2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
柴岡	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
関谷沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
大淵1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大淵2-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大淵2-2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

柴岡 4	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大淵 5	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大淵 6	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
前原 3	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
国神	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	地すべり

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	区域	土砂災害特別警戒	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
柏団地	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。
柏原 1	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。
柏原 2	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所

	<p>川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>沢口</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>壱番町</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>高坂12</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>小川谷山</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>年中1</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>来谷沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

能林2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
能林3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
ヨシケ沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
強石1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
強石1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
強石2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
芳ノ入1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
芳ノ入2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。

	来谷 2		能林 1		能林 2-1		能林 2-2		三沢強石 1		三沢強石 2		三沢強石 3
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	能林 2-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	能林 2-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	三沢強石 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	三沢強石 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	三沢強石 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	能林 2-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	能林 2-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	三沢強石 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	三沢強石 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	三沢強石 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。

芳草4	芳草3	小根6	小根5	小根4	小根3	芳ノ入2	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>芳ノ入 4</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>小根 7</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>高中 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>平草 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>平草 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>三沢 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

滝の沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
三沢2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
谷津	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
三沢3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
吉野平	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
吉野平沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
来谷1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。

	三沢強石5		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
	玉川1		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
	玉川2		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
小平			急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
	三沢谷津3-1		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
	三沢谷津3-2		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
	三沢谷津3-3		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。

	<p>秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>六地藏</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>丸山1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>丸山2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>高府地1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>高府地2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上の平1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

奈良尾 2-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
奈良尾 2-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
門平 1-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
門平 1-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
小前 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
小前 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
奈良尾 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。

奈良尾 4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
奈良尾 5-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
奈良尾 5-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
門平 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
立沢 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
立沢 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
立沢 3-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に供する。	に供する。

妙部谷戸 1-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
神ノ巻	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
橋爪 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
金沢大平	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
笹原 1-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
笹原 1-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
笹原 1-3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。

	<p>秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	土石流	<p>秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
下根岸	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
上ノ台	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
戦場3	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
戦場1	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
親鼻1	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
親鼻2	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

戦場5	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
戦場6	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
戦場7	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
親鼻4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
小松1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
重木	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
藤原沢1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に供する。

	<p>秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
若浜4	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
若浜1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
重木2	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
沢辺1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
沢辺2	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
沢辺3	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

	下田野2		土石流		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
金崎1		急傾斜地の崩壊		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
下田野2		急傾斜地の崩壊		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
下田野3-1		急傾斜地の崩壊		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
下田野3-2		急傾斜地の崩壊		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
金崎6		急傾斜地の崩壊		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
下田野4		急傾斜地の崩壊		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。

天沢12	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
天沢13	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
天沢14	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
加増1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
浦山211	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
浦山212	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
浦山1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。

浦山3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
更木1-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
更木1-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
加増2-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
加増2-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
更木3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
更木2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。

	<p>秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>加増 6</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>出牛 4</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>不動 沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>橋場 沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>関 沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>大 淵</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び皆野町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

大淵10	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
国神1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
柴岡4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
大淵5	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
大淵6	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。
前原3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県告示第千四百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立鴻巣高等学校ほか2校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年3月31日（木）から平成33年7月31日（土）まで。ただし、平成28年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 佐々木、高井 電話048-830-6773（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年2月9日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年2月8日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年2月9日（火）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成28年2月9日（火）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年2月1日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年1月5日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ

提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 3 schools.
- (2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. February 9, 2016, By mail; 5:00 p.m. February 8, 2016, In person; 10:30 a.m. February 9, 2016.
- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773.

告 示

埼玉県告示第千四百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センター I C T 教育支援システム（研修サポートシステム）
運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立総合教育センター総務担当 埼玉県行田市富士見町2丁目24番地

3 落札者を決定した日

平成27年11月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ユーキャン 栃木県宇都宮市戸祭台24番地6

5 落札金額

20,304,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年9月29日

告 示

埼玉県告示第千四百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立総合教育センター I C T教育支援システム用機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立総合教育センター総務担当 埼玉県行田市富士見町2丁目24番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年11月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
129,988,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年9月29日

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

路線名	吉場安行東京線
供用開始の区間	川口市大字安行原字久保二二七七番一地 先から 同市大字安行原字久保一九九八番一地先 まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)
供用開始の期日	平成二十七年十二月二十五日
備考	平成二十七年十月十六日付け、埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予 定区域の一部供用開始である。延長二二・九 メートル

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

路線名	金明町鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市大字安行原字久保二二六一番六地先から 同市大字安行原字半縄二三七〇番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成二十七年十二月二十五日
備考	平成二十五年三月十九日付け、埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一〇八・五メートル

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市桜町二丁目八八番二地先から 同市桜町二丁目一〇二番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)
供用開始の期日	平成二十七年十二月二十五日
備考	平成十三年十二月二十一日付け、埼玉県告示 第千九百八十三号で告示した道路予定区域の 供用開始である。延長一〇四・九〇メートル

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市桜町五丁目一〇四番二地先から 同市桜町六丁目一八二一番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)
供用開始の期日	平成二十七年十二月二十五日
備考	平成二十三年二月一日付け、埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第三号及び、平成二十 三年三月十五日付け、埼玉県さいたま県土整 備事務所長告示第十二号で告示した道路予定 区域の一部供用開始である。延長三三六・二 〇メートル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字藤久保字俣埜二七五番 一八地先から同郡同町大字藤久保字俣埜二七五番一八地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十二月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年六月三十日埼玉県越県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長二六・一〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>東大久保ふじみ野線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市駒林字向田一二〇九番一地先 から同市駒林字向田一二〇九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十二月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年三月二十九日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十六号で告示した道路区域の一部 供用開始である。 延長八・二五メートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市駒林字堤一二四三番四地先から同市駒林字堤下九七〇番一―地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十二月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年三月二十九日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十五号で告示した道路区域の一部 供用開始である。 延長四九・七二メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年十二月二十一日

指令川建セ第二七〇〇一一一号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月二十一日

川建セ第二七〇〇七五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字新田千二百四十八番百四十九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字江和井千六百四十四番地二十七

萩原 功和、萩原 幸江

告示

埼玉県選管告示第八十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	株式会社ベストライフ 介護付有料老人ホームベストライフ フふじみ野	埼玉県富士見市上沢一丁目十九番 十五号
老人ホーム	社会福祉法人友仁会 特別養護老人ホームてねる	埼玉県鴻巣市前砂千三番一
老人ホーム	株式会社サンケイビルウェルケア 介護付有料老人ホームウェルケア テラス川口元郷	埼玉県川口市弥平二丁目二十二番 二号

告 示

埼玉県選管告示第八十一号

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県選管告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、この告示の施行の前に行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

告 示

埼玉県労働委員会告示第三号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、この規則の施行の前に行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

正 誤

埼玉県告示第千三百九十九号（平成二十七年十二月十八日第二千七百五十八号）

中訂正

ページ 行

一 前から二十二から二十八

誤

この法人は、文化・スポーツ・レジャー施設、公共施設、その他の施設のマネジメント及び当該施設の安全を創るための人材育成を図り、地域雇用及び施設の発展に寄与することを目的とする。また、総合型地域スポーツクラブとして幼児から青少年、成人及び中高年者、障害者などすべての人々に対し、スポーツに関わる活動及び学術、文化、芸術を継続的に行える機会を提供し、それらの普及、競技力、指導力等の向上に関する事業をおこない、地域社会全体の活性化を促すとともに、生涯スポーツ及び文化等の振興に寄与することを目的とする。

正

（変更前）この法人は、総合型地域スポーツクラブとして幼児から青少年、成人及び中高年者、障害者などすべての人々に対し、スポーツに関わる活動及び学術、文化、芸術を継続的に行える機会を提供し、それらの普及、競技力、指導力等の向上に関する事業をおこない、地域社会全体の活性化を促すとともに、生涯スポーツ及び文化等の振興に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、文化・スポーツ・レジャー施設、公共施設、その他の施設のマネジメント及び当該施設の安全を創るための人材育成を図り、地域雇用及び施設の発展に寄与することを目的とする。また、総合型地域スポーツクラブとして幼児から青少年、成人及び中高年者、障害者などすべての人々に対し、スポーツに関わる活動及び学術、文化、芸術を継続的に行える機会を提供し、それらの普及、競技力、指導力等の向上に関する事業をおこない、地域社会全体の活性化を促すとともに、生涯スポーツ及び文化等の振興に寄与することを目的とする。